

令和7年（2025年）9月紀北町議会定例会会議録

第3号

招集年月日 令和7年9月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年9月17日（水）

出席議員

2番 宮地 忍
4番 大西 瑞香
6番 東 篤布
8番 橋口 泰生
10番 瀧本 攻
12番 入江 康仁
14番 平野 隆久

3番 岡村 哲雄
5番 原 隆伸
7番 奥村 仁
9番 太田 哲生
11番 近澤 チヅル
13番 家崎 仁行

欠席議員

1番 脇 昭博

遅刻議員

5番 原 隆伸

6番 東 篤布

早退議員

6番 東 篤布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上壽一	副町長	中場幹
会計管理者	宮本忠宜	総務課長	水谷法夫
財政課長	上ノ坊健二	危機管理課長	家倉義光
企画課長	上村毅	税務課長	直江憲樹
住民課長	世古基樹	福祉保健課長	直江和哉
老人ホーム 赤羽寮長	東雅人	環境管理課長	垣内洋人
農林水産課長	高芝健司	商工観光課長	岩見建志
建設課長	井土誠	水道課長	宮原優
海山総合支所長	玉本真也	教育長	松島功城
学校教育課長	直江仁	生涯学習課長	長井裕悟

職務の為出席者

議会事務局長	上野隆志	書記	鶴田博樹
書記	源口晴子	書記	佐々木猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 平野隆久 2番 宮地忍

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

入江康仁議長

それでは、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名であり、定足数に達しております。

なお、1番 脇昭博議員から、所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。また、5番 原隆伸議員、6番 東篤布議員から、所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 平野隆久議員

2番 宮地 忍議員
のご両名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレー画面で質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

町長等による反問については、会議規則第51条の2の規定により認めることとし、反問に対する答弁の時間は議員の持ち時間に含めないことといたします。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、御礼の言葉を述べないよう十分注意をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思われますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力をお願い申し上げます。

それでは、11番 近澤チヅル議員の発言を許します。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

おはようございます。

11番 近澤チヅル、9月議会の一般質問を行います。

9月15日は敬老の日でした。敬老の日は、多年に渡り社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿をお祝いする日という、国民の祝日法の趣旨にちなみ、本当の敬老とは何かを考えたい

日でもあります。

現在日本の高齢化については、男性が81.13歳、女性は87.13歳と、世界で最も長い平均寿命を誇っている先進国となっております。人間には価値の上下がなく、誰もが唯一無二の存在であると思います。高齢者であろうと、若者であろうと、人である以上、誰もが平等であり、高齢者を考えることは、全ての人の幸福につながると信じております。折しも、世界では、10月1日が国際高齢者デーとなっております。高齢者の権利や尊厳を守ること、社会に対する高齢者の貢献を強調、啓蒙する日です。この国際基準に沿って、高齢者の皆さんの人権が保障される社会の実現は、全ての年齢の人たちの権利を守ることに通ずるものと思っております。

しかし、昨今、残念ながらそれを実感できない状態が続いております。そこで、高齢者に優しい紀北町を目指し、1点に絞って質問をいたします。5点通告しましたが、通告の後の予算書に、水道の各家庭の基本料金無料が出ておりましたので、5番は省略させていただきます。

それでは、高齢者に優しい町について、1、これから紀北町についての質問に移ります。紀北町でも少子高齢化が進んでいます。その中で、紀北町では高齢化率が47%になっており、高齢者の皆さん生き方そのものが町の在り方として問われているように思います。

日本には、理想的な高齢者支援を行っている村もあります。私もびっくりしております。それは長野県にある泰阜村です。泰阜村は長野県南部にある、人口1,400人、高齢化率43%程度の小さな村です。この村では在宅福祉に力を入れていますが、その理念には行政の責任・使命として、社会の発展、村の発展に尽くした高齢者に、幸せな老後と最期を提供するのは行政の責任・使命であると書かれています。この村では、これまで村を支え、守り続けてくれた私たちの先輩である高齢者の皆さんに、この村に生まれてよかったです。ここで最期まで暮らせて、幸せだったと思えるような最期を提供するのは、あくまでも行政の責任であると考えていますとしております。実際に、この村で勤務している現在の福祉課長は、何か特別なことをしたわけではないと言います。ただ、当時高齢者福祉について国や県に相談をしても、この当時は20数年前のことですけれども、明確な解決策が得られなかつたので、自分たちで考えるしかなかつた。これが結果的に、この村の福祉理念を生んだのだとおっしゃっていました。

紀北町でも、最期まで住み続けられる紀北町を目指しているわけですが、これと言って、紀北町独自のことをしていくようにはあまり見えません。それどころか、年金が少なく、物

価高で生活が苦しい、したいことがあってもできない、あきらめるしかないといったような声を多く聞きます。まさに紀北町はこんなものだから、お金がないから仕方ないといった体です。それ以上に、高齢者であることが、まるで罪とも言わんばかりの状態になっているようにも思えることがあります。今こそ、泰阜村のように、紀北町の現状にあった、紀北町に実行可能な高齢者福祉を考え、実行するときではないでしょうか。町長の認識をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員からのご指摘でございます。

高齢者についてのことでございまして、本町の高齢化率につきましては、47.1%を超えて4割以上が高齢者となっております。こうした高齢者数の増加に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加等が見られます。

こうした背景を踏まえまして、高齢者の方が住み慣れた地域で生活できるよう、現在の高齢者福祉サービスの質を維持・向上させながら、新たな課題やニーズに対応できる体制づくりを進めていきたいと思っております。

さらに、誰もが住み慣れた家庭で、地域で、安心して生き生きと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけではなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会の実現を目指していきたいと、そのように思っております。

私も、議員のおっしゃるように、高齢者が今まで町を支えてきていただいて、高齢者に対して、しっかりととした施策をやっていかなければいけないと思っておりますが、今、高齢者個人からの考えで、したいことがあるけれども、できないということもございました。これから、他の質問も一緒なんですけれども、町もしたいことがあるけれども、できないという部分もございますので、ご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

国の方針に従って、したいこともあるけれども、できないというお話もありました。

もう一度、泰阜村の話に戻ります。今から20年以上前、出発点なんですけれども、今の現

在の。この村の高齢者の多くは国民年金受給者ですが、その年金額は低く、衣食住の様々な場面で問題があったと言います。当時、行政側も福祉や介護の意識は低かったようで、介護が必要になると、家族介護、嫁介護が当たり前の時代だったそうです。紀北町でも同じだったと思います。その介護ができなくなると、本人が好むと好まざるを得ず、施設や病院で終末を迎えるという状況だったそうです。これも紀北町の今と同じでございます。

泰阜村では、当時のスタッフが様々な議論を重ね、誰でも老い、死んでいくという現実を認め、障害もありのまま受け入れる。その中で生きていく人としての価値を見いだしながら、人生最後の重要な高齢期を村全体で支えるという、基本方針を打ち出しました。これが在宅福祉の考えの元になっております。

紀北町ではどうでしょうか。最期まで住み続けられる紀北町、国の方針に沿って行っているわけですが、どのような方針を立てているのでしょうか。最期を紀北町の病院や施設で迎えることが、住み続けられる紀北町ということではないと思いますが、町長はどのようにお考えなのか、再度お尋ねいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員も当時というお話をおっしゃいました。当時国はそういう状態だったと思います。そこで国ほうについては、高齢者福祉に力を入れてきて、今のような介護保険制度やその他のいろんな制度をやってきたものだと認識しておりますので、当時泰阜村の方は、できる環境の中で、知恵を絞りながらやってきたと思っておりますが、今、在宅支援、施設支援、そういうものを含めて、地域包括ケアシステムという中で、地域で暮らせるような方法を今、国も、市町も、広域連合等も行っているところでございますので、私自身としては、今、当時の考え方のスタートのベースと、今の町が行っている施策のベースは違うと思います。そういう中で高齢者福祉計画もつくりまして、それに基づいて行っておりますので、我々としては、議員と気持ちは一緒なんですが、できる、できないは、先ほども申し上げたんすけれども、ありますけれども、いかに元気で長生きしていただきて、住んでよかったでする町にできるのかということを、考えていかなければいけないと思っております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

國の方針どおりやっているというところが、何よりも違うところだと思います。泰阜村のスタートの地点と、現在の紀北町が同じなのではないかなという実感でございます。

私ごとではありますが、私も後期高齢者の年齢に入りまして、最近は身近な人の死にたくさん立ち会います。そのときに私が感じたことは、最期は自分の住み慣れた家で迎えたいというものでした。しかし、現状はどうでしょうか。

ここに関して、泰阜村の在宅福祉の理念を遂行するに当たって、大事にしている3つの原則を紹介したいと思います。高齢者の皆さんに、たとえ障害を持ったり、寝たきりの状態になっても、最期まで自宅での生活を続けることができ、今までと同じ生活を継続していくことができる村でありたいと考えている。自分の老後の在り方を自分自身で決定でき、それを村全体で支えられる村でありたいというでした。介護保険の話もありましたが、具体的に、泰阜村では、必要なサービスは十分に提供する、高齢者の生活を支えるサービスに制限なし、介護保険で限度がありますが、限度額を超えた場合町が負担しております。電話一本でサービスはタイムリーに、面倒な申請は後回し、独居でも終末まで在宅を継続する支援、在宅での介護、看護、医療の提携を支えております。中でも介護保険施行後、それまでの老後の施設は無料でしたけれども、介護サービスが有料になったことに衝撃を受け、自己負担の利用料の6割を村が負担する制度をはじめ、介護度認定に応じた限度額も、先ほども言いましたが、限度額を町で見て、自宅でも十分に、ヘルパーさんが1日に6、7回も訪ね、本当に病院と同じような環境の中で最期を迎えることができる。そういうことを実践しておられます。これらの独自政策に、2億円の介護保険の事業の中で2,000万円ほどの支出をしており、これについては、大小様々な意見があるでしょうが、第1号保険者の介護保険料は5,200円と比較的低額であり、その背景には、在宅福祉を推進してきたことを上げております。

私も、20年前から広域連合で介護の議員をさせていただいておりますが、在宅に利用して、お金を、個人がたくさん使い、給付費が増えれば増えるほど、保険料が上がるというのが、今の介護保険料の基本でございますので、在宅でおられるよう、予防に力を入れようと頑張っていた時代も過ごしてまいりました。このように、村に住む人たちの現状と希望を照らし合わせ、必要なものは何かを自ら考え、実行する。これが高福祉につながっていくという、まさに理想的な例であると言います。

町長に対して、もう一度、これは理想ではあるんですけども、現実に現在行っている村がこの日本にはあるんです。もう二十数年前、私も泰阜村の当時の町長と、小さくても輝く

自治体フォーラムという、自立を目指す勉強のグループがありまして、何度か一緒にお酒を飲みながら、私は飲めませんけれども、お話をした経験もございます。

今、紀北町では残念ながら、たまたま在宅で亡くなったことが幸運でよかったですというだけで、望んで在宅でいることができないのが現状なのではないでしょうか。最期をどのように迎えるのか、自分事としてぜひ考えていただきたい。町長に、もう一度見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご意見をお聞きしました。

紀北町も、全国的にもそうなんですけれども、介護保険制度ができて、いろいろな選択肢ができるようになりました。在宅のほうでお亡くなりになる方もあるし、介護保険の中で、特養のように、3から5の自分では自ら動けないような人たちが暮らすところもございます。そして、こういったことは、それぞれの地域によって、国全体で制度として支えておりますけれども、地域に、例えば泰阜村のご意見があったので調べさせてもらったら、1,400人、500人の町、うちは高齢者だけでも6,000人以上おります。そういった中での条件が違う中で、その暮らし方が、高齢者の人口の違う中でできるのかどうか。そして、紀北町もご存知のように、独り暮らしの方がございます。多くの方が核家族化して、別に住居を持ったり、都市部に出ていって帰って来られない人がいます。そういったときに、苦しい思いをして在宅で過ごすのか、施設へ行って、手厚い看護というか、介護をいただいて過ごすのか。そういう選択の自由があろうかと思いますので、私自身は、多様なサービスを提供することが、その個人が判断する上での自分自身の判断として、選択肢があって、自分の目指すべき老後も選べるのではないかと思っております。

そういった意味では、後で出てくるんですけれども、公共交通とか、そういうのを充実をさせることによって、地域にいながら不便のない、できるだけ不便のない生活をできるように、我々はやっていきたいなと思っております。そういったことで、考え方は全部分かるんです。分かるんですけども、それぞれの地域の事情もございますので、地域の事情の中で、高齢者をどう支えて、住んでよかったです、暮らしてよかったですという町にできるか。我々としては、先ほど申し上げたように、高齢者福祉計画、それから民生委員の皆さん、ケアマネ、そういうものをみんな含めて、医療も含めて、地域包括ケアシステムというものを、今、一

生懸命構築しようとしておりますので、それがどうやって機能していくかによって、こういう選択肢が、しっかりと持てるのではないかと思います。それが結局、高齢者の幸せというか、安泰した生活が築けるものだと、言葉適切かどうかすみませんが、そういうふうに思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

個人個人が選べる時代になりましたので、いろんな事情があり、私も母を施設に送りました、そのときは心が痛みましたけれども、私ができないようなたくさんの方の愛情をいただき、幸せに施設で過ごしておりました。それもそうですし、夫は病院で亡くなりましたが、それも一つの選択肢で、全て在宅という思いではありません。でも、高齢者の皆さん的心に寄り添って、一番その人が望む最期を送れるよう、力を尽くしていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

2番、公共交通について質問をいたします。

交通権とは、憲法に保障されている居住、移転の自由などを包括する権利であり、次のような権利が含まれています。交通権とは、憲法に保障されている居住、移転の自由などを包括する権利であり、次のような権利が含まれています。1、移動する権利、誰でも自由に移動する権利です。交通手段選択の自由、自分の意思で交通手段を選ぶことができること。3、情報アクセス権、4、安全・安心の権利、5、公共交通の利用機会、障害を持つ人や高齢者なども含め、全ての人が平等に公共交通を利用できること、経済的、文化的な活動機会の保障、交通の利用を通じて働くこと、学ぶこと、旅行やレクリエーション活動を楽しむことが可能になることを指しております。これだけでも、とても大事な権利であることは間違いません。

交通権を保障することは、老後のよりよい生活の維持にもつながり、そして、経済的に言えば、医療費の削減にもなります。その交通権について、紀北町の現状と、どのように認識されているのか、町長の考えをお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、紀北町は健康に力を入れております。高齢者の方から、若い方から、ずっと生活

習慣病予防、フレイル予防、病気の早期発見、早期治療、そういったものに係る総合的な部分がございます。これを一生懸命することによって、元気でいていただくことによって、初めて交通権とか移動ということもできるわけでございますので、我々としては、交通を使って移動できる体力、認知のこともそうなんですけれども、そういうふうにやっていかなければいけないということで、我々は力を入れているところでございます。ですから、そのところは同じ考えだと思います。

そういう中で、紀北町は、多様な交通手段というものは、結構他の市町に先駆けてやってまいりました。もちろんうちには、地域間交通とか、町で回している巡回バス、それと代替バス、それから、おでかけ応援サービスのえがお、そういったものもありますし、社協が行っている福祉移動サービスもございます。そういうた、これも先ほどと同じで、いろんな多様なシステムを準備することによって、その選択肢が増えてくると。それで、出られない人には、地域に販売していただく方もたくさんございますし、配食サービスもやっています。今は最近、コープなんかもいろいろとやっていただいておりますので、だから、そこは先ほどの地域で住み続けるという工夫もしておりますので、三重県でも、このラストワンマイルを解消しているのは、最後の1マイルなんです。停留所のない地域がないのは、紀北町などごく僅かなところです。これらをえがお等でクリアすることによって、福祉タクシーも、先ほど言い忘れたんですけれども、そういうものがあることによって、移動手段は確保されています。ただ、そういう高齢者の方がどれを使うかというのは、高齢者の方の判断にもよることでございますので、我々としては選択肢を十分配慮させていただいて、あとは高齢者の方がどういう選び方をするか、そして、できれば地域の方が支え合っていっていただく。例えば、えがおやそういったのを考えても、1人で乗るのか、仲間同士で3人で乗るのか、600円、初乗りですよね。3人で乗れば200円になります。だから、そういう地域のコミュニケーションもやりながら、移動手段をしっかりと確保していただいて、外へ出ることによって、健康の増進にもつながります。心のケアにもつながりますので、我々はそれをを目指してまいります。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

いろいろな施策を施行していただいておりますが、それでは、認識は同じだということがよく分かりましたので、交通権の2番目、敬老バスの実現をに移ります。

免許を持たない方、あるいは免許証を返納した高齢者の方が、気軽に外にアクセスできるような、要するにどの交通機関を利用しても、年間幾らかは無料で乗ることができる、そういう敬老バスの制度をつくるべきだと思います。今、物価高で、年金、非課税世帯の高齢者世帯は49%です。その日暮らし、もう年金の支給日、偶数月の15日の日は、スーパーの特別な売出しをしておりまますし、高齢者の方がたくさん私の家の前も歩いておられます。今日は年金の支給日なんだなということを、高齢者の皆さん行動を見て理解することができます。

でも、せっかく設備が整っていても、交通に使え、健康を維持するには、どうしても足りない部分もありますので、ぜひほかの市町では、たくさんの補助制度があります。それは6月議会で、他の議員の質問に答えておられました。ぜひ紀北町でも、年間何千円分はどれにも乗れる。福祉タクシーにも、三重交通にも、そして、えがおにも、いこかバスにも乗れる。そういうような無料の券をぜひつくるべきだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃっていただきました。できるだけ利用していただく工夫はしなければいけないと思います。しかし、今回の質問全般なんですけれども、財源とのバランスの話です。高齢者に力を入れるのも確かに重要でございます。ただ、高齢者に力を入れたり、自分のところのまちの過分な部分になってしまふと、子ども・子育てもそうなんですけれども、後世に負担が残ります。それで、やらないとは言っていないですよ。そういうものをやることによって、財政的なバランスがどうなのかという話です。特にこの何年かは、私、子ども・子育て支援に力を入れてまいりました。医療費の無料化、給食費の無料化、窓口無料、そういったものも、障害者の支援施設、そういうものに入れてきましたので、国として、高齢者に対しての支える施策がいろいろと打たれております。ですから、そういうもののバランスも考えながら、財政を考えながらやらなければいけないと思います。

例えば、えがお一つ取っても、これタクシーで同じ距離移動するとすると、3倍かかります。そういうものも、もう既に、そこで高齢者等の移動のことを配慮して、10分間600円という設定もさせていただいております。あと、運転免許返納証明書のお金を、事務費を補助したり、無料券を配付したり、そういうものもしながら、こういう交通手段もあるよということを伝えながら、やっているところでございまして、それと一緒に、三重交通さんも運転免許返納者は半額とか、うちもいこかバスが半額とか、そういう施策もやっております

ので、おっしゃる意味はよく分かっています。敬老バスで、その上で、全員に、運転免許返納だけではなしにしたらどうかということも分かりますので、そういうものも、財政とも検討しながら、今後他市町のことを踏まえて、どこまでできるのか、いやいや、難しいのかといふことも検討させていただきます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

検討させていただくというお話がありました。検討だけでなく、ぜひ実行まで進んでいただきたいと思います。

それでは、次の質間に移ります。

エアコンの補助について、3ですね、質問いたします。

9月に入っても、連日記録的な猛暑が続いております。朝晩は秋を感じることもありますが、まだまだ油断できない状況であり、8月はもっと暑く、今年は7月にも猛暑日となり、エアコンの必要性はますます上がっている状態です。これまで、私は、紀北町の猛暑への対策として、エアコンの設置に対して補助を求めてまいりましたが、これは実現しております。しかし、利用者が少なく、私は要件の緩和も今要求しておりますが、現状は昨年が1件、今年は4件と聞いております。少ない数であったように思います。

この背景の一つとして、町民の方から、そもそもエアコンの使用には、電気代が常に関係しており、エアコンが欲しいけれども、結局電気代は捻出できない。補助を使えてもエアコンは諦めるという声があります。この機会に、せっかくエアコンの設置への補助があるので。電気代の補助についても求めていきたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

令和6年度から、高齢者に対するエアコンに対する補助を、議員のご指摘もあってさせていただきました。

そういった中で、国のはうは、電気代も高騰しているということで、使われるということで、今年度7月から9月の使用分、国の補助金ということで、していただいていると聞いております。

我々としては、どこまでできるのかという話でございます。戻りますけれども、そういう

たこともありますので、そういう認識もあるのだなということを認識させていただきます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

ぜひ、そういう方もおられるんですね。私も、その方の年金は、97歳の高齢者の方ですが、年金3万円でした、月額。娘さん、病気で仕事できない方と同居しております、その中で1万円はとても無理と、その娘さんがおっしゃっておられました。他にも、時々つけたくてもつけられないという話は伺います。

今年の猛暑の中で、8月分の電気代について町民の皆さんのが聞いたところ、大体1人当たり1万円はかかっていると思います。国民の平均年金は5万5,000円程度であると思います。とてもその中から1万円の費用を捻出することはかないません。連日テレビは、熱中症対策として不必要な外出を控えるように訴え、エアコンなどを適切に利用するよう、日は何度も呼びかけております。でも、現実的にそれができない、自分の命を守る行動が取れない高齢者の方もおられます。高齢者の方だけでなく、低所得者の方もそうだと思いますが、早急に、そういう方もおられるという認識だけでなく、ぜひ検討、実行に移っていただきたいと思います。

電気代も、9月までは国の施策がありますが、10月、11月は、電気代もガス代も国の補助がなくなります。そのことで、エアコンを使う普通の家、エアコン使えなくなったとしても、電気代が急に下がるようなことはあまりないのではないかと思っております。ぜひそういう方もおられるということを認識されたのですから、優しい福祉の心で、これについても検討していただきたい。

最後にもう一度お伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、国のはうも補助金を出した、我々としては、こういった本当に困っているのであれば、国が制度としてつくっていただいて、そういうものをしていただきたいと。ぜひあなたの党が、積極的にそういう方向に導いていただければありがたいなと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

議員に求めるよりも、この町の代表である町長がやるべきことだと私は思います。町長選も控えておりますが、ぜひそんなことを言わない町長であってほしいと思っております。

それでは、補聴器の補助についての質問に移ります。

高齢化に伴う加齢性難聴は、家族や友人、医療・介護でお世話になる人たちのコミュニケーションを困難にするだけでなく、生活に必要な音の情報の聞き取りを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因にもなります。難聴は、認知症やうつ病の原因になるなど、社会的な問題であることも指摘されております。また、諸外国においても日本の補聴器への補助は遅れしており、それに伴って補聴器をつけることへの満足感も、日本の高齢者の方は低くなっています。

その原因として、補聴器そのものの金額が関係していると思います。いろんな補聴器があると思うんですが、片耳で8万円から50万円程度のものがあり、調査では、平均は15万円程度となっております。年金の話もありましたし、物価高で大変です。とても賄える金額ではありません。補聴器は、先ほども言いました、認知症を防ぐことができる医療費の削減にもつながります。健康であることを保障するのが、補聴器への補助の一つであると思います。

町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも、私も高齢化てきて実感していますので、だんだんそういうことになってくるのかなということでございます。

そういう中で、聞こえにくいということは、本当に生活の質を下げることだと思います。そういう中では、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度というのがございます。そういったものも使っていただいて、やっていただくのが大事なのかなと。また、最近テレビで見たんですが、生活習慣を変えることによって、耳の少し聞こえが難しい人たちが改善されるという話もございましたので、そういうことも取り組んでいきたいと思います。これもよく分かるんですよ。確かに生活の質が低下するのがもう明らかです。耳が聞こえない。

ただ、役場として、業務の中で何ができるかといったときに、今度パネルを買いますよね、予算化しましたよね。そのパネルでお話したことが目で見える状況のパネル、まだ入っていませんけれども、のもさせていただいて、だから認識している。その前は、マイク集音のも

のも、福祉のほうには置かせていただいております。だから、役場の業務の中では、そういったことのないように配慮させていただいております。

ただ、個々の部分の補助については、先ほど申し上げたように、何度も財源とのバランスを考えながら検討していきたいと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

財政、財政と言いますが、決算では6億円余っておりまして、3億円余りを基金に積み立て、3億円余りを繰り越しておりますので、十分財源はあると私は思います。

私も子育て支援を求め続け、あなたは子育てしか言わないのかと言われることもありますので、今回は高齢者の問題に、9月15日を契機に今回質問させていただいているわけでございますが、難聴の話に戻ります。年齢が上がるにつれて発症しやすく、町長も実感されているというお話をされました。国立長寿医療センターの調査では、難聴になる方の割合は、75歳、79歳では男性で71%、女性は67.3%、80歳以上になると男性84.3%、女性73.3%となっております。私の身近でも、最近耳が遠くて聞こえないと本人が言っておられる方、そして家族が言っておられる方、また補聴器をつけている方が増えております。補聴器はよりよい生活を支え、結果的に認知症やうつ病を予防することになります。

国の制度も、先ほどおっしゃっておられましたが、2024年の9月に、行政の定める高齢社会対策大綱が改正されました。基本的考え方の中に、加齢に伴う身体的機能、認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開、社会システムの構築を掲げております。これらも利用できるのではないかと思います。ぜひこれらを利用して、また町独自のお金を使って、最後まで高齢者の皆さんのが健康で楽しく笑顔で過ごせるように、もう南伊勢ではこの制度が始まっていますし、全国的にもたくさんの市町でこの補聴器への、それはもちろん運動によって広がっているのと、国の施策を進めるのも、町民、国民の皆さんのが運動が基礎にあると思いますので、そのようになっております。

ぜひ、南伊勢は紀北町よりも高齢化が進んでおりますので、そういう制度もあるのだと思いますが、もう一度しつこいようですが、町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もう十分理解はいたしております。ただ、そこでいつ取り組むか、そういったものは、検討もさせていただきたいと思います。

ただ、本当に耳が聞こえにくくなるというのは、人生において、大変マイナスな生活を送らなければいけないと、私思っております。ただ、先ほど申し上げたように、どれを優先順位にしていくかということもございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

近澤議員、時間のほうちょっと迫っています。

11番 近澤チヅル議員

私の恩師は、かつて人生の最後が幸せなら、ああ、幸せな人生だなと思って死ねるとおっしゃっておられました。本当に人生の最期を幸せだなと思って送っていただくのも、町の務めだと思っております。泰阜村は、誰でも老い、死んでいくという現実を認め、障害もありのまま受け入れる。その中で、生きていく人としての価値を見いだしながら、人生最後の重要な高齢期を村全体で支えていくという、まさに高齢者のことを考えた最高の理念だと思います。紀北町でも、私の先輩はそう言って亡くなっています。

人は誰でも老います。若い人もいざれは老います。老いたときに、子どもに迷惑をかけるからと諦めるのではなく、早くお迎えが来ないかと祈るのではなく、自分らしく、最後まで生き抜くことのできる町こそが、本来の高齢者福祉を支える町の在り方ではないでしょうか。

先般、私の小学校のときからの知っている少し年下の高齢者ですが、亡くなりました。ずっと自宅で1年近くこたつに入って、冬は電気をつけて、ずっと自宅から離れませんでした。福祉からケアマネージャーも送っていただきましたが、言うことを聞きませんでした。そして、最後に施設に行って病院で亡くなりましたが、その行った後片付けたときに、畳が凹んでおりました。それほど自分のうちがよかったです。もう涙が出てくるような気がしました。

国の施策に従うのではなく、町独自の視点に立って、高齢者的心に寄り添った施策を実行されることを期待して、私の質問を終わりります。

最後に、町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろとお話を聞いて、先ほど自宅でお亡くなりになつた方のお話を聞きました。結局、

人生は心の在り方だと思うんですよ、私は。相田みつをの言葉の中で、幸せは自分の心が決めるというお話がありますよね。当たり前がありますが、こういった言葉で、その方にとつて、そこの自宅で終の棲家とすることがよかったですとありますし、ある人によっては、施設の整備された介護サービスでお亡くなりになる。これも、それぞれの心の在り方だと思いますので。ただ、物理的にできない部分は、そこは議員、今日質問の中でいろいろお話をいただいたんですが、だから、どういう在り方でお亡くなりになったにしても、その方にとつてのお亡くなり方が幸せだったのかどうかというのは、もう自分の心が決めますし、先ほど、何度も言いますけれども、自分自身がいろんな選択肢を選んでいただくということでございます。ただ、高齢者の方、大切な方でございますので、我々もそちらに軸足を置いた思いやりのある町政をやっていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

これで、近澤チヅル議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで10時35分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 19分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 35分)

入江康仁議長

次に、7番 奥村仁議員の発言を許します。

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

7番 奥村仁、議長の許可をいただき、令和7年9月議会における一般質問をさせていた

だきます。

おはようございます。今年の夏は過去一番暑かったなど、最近毎年のように口にするんですが、確かに今年は保冷剤のお世話になったりすることも多くて、元々色白だった私もコーヒー豆のように黒くなってしまったというところで、言われるほどになってしまっておりまます。また、最近服を買いに行って選ぶと、グレーの服を選んでしまうことがたくさんあるんですけれども、無難な色合いなのだなというふうに自分でも思っているところですが、いろいろ考えていると、世の中グレーにしておくことで、なんとなくぎくしゃくもせず、スムーズに事が進んでいくこともあります。ただ、グレーにしておくことが、ほかの件にまで影響し、何もかもグレーに染まっていく。悪いことは悪いようにただすのが行政の役目であり、それで秩序が保たれていくのだというふうに思っております。今回はグレーではなく、白か黒かはっきりさせる質問にしていきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

今回は、3点質問をさせていただきます。

救急医療の政策について。あとは、旧矢口小学校等の活用について。最後に、クリーンセンターの業務についての3点で質問させていただきます。

まず、1番の救急医療政策について質問させていただきます。

現在、紀北町での救急医療は尾鷲総合病院の搬送が基本となっており、救急搬送は、まず受入れ先となる尾鷲総合病院へ受入れの可否を確認し、症状や受入態勢に応じて、町外の松阪中央病院などに救急車にて搬送、またはドクターヘリにて、三重大学や日赤へ搬送しているところだと認識をしております。我々紀北町民としては、命のよりどころといってよいほど重要な病院である尾鷲総合病院ですが、それが、土日祝日や夜間になると専門医が不在であったり、受入れが可能かどうかの判断にかなりの時間を要し、受入不可となってから松阪へ向かうとなると、助かるはずの命も助からないということが起こっているという現実に、何度か直面しております。

このような状況下である救急医療体制の下で、住民の命を守り、安心した生活を送ることができる紀北町の政策についてお聞きします。

尾鷲総合病院の経営については、我々他市町の者がどうこう言う話ではないと思いますが、7月にあった報道では、議員の一般質問への答弁として、6年度決算で純損失が6億8,000万円、累積欠損額が17億8,000万円に拡大し、院内の管理職会議では危機感が共有されていましたと掲載されておりました。また、専門チームにより救急医療体制を維持した上で、病院経

営の在り方を重点的に議論し、秋には改革案を報告するとされております。

それを踏まえ、まず救急搬送の状況からお聞きします。令和6年度の紀北町での出動件数は1,115件、そのうち管外への搬送は166件、14.8%でありました。救急搬送の現状について、4パターンでお聞きします。紀北町から尾鷲総合病院、現場から直接町外の病院、紀北町から尾鷲総合病院へ搬送の後、町外へ搬送、尾鷲総合病院の入院患者の他市町への搬送、この4点をお聞きしていきたいと思います。まず答弁お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

奥村議員のご質問にお答えをいたします。

救急搬送の現状につきまして、全体論的なお話をさせていただきたいと思います。

過去10年における三重紀北消防管内の救急出動件数につきましては、平均約2,200件となっております。その中でも、令和5年は救急出動件数が2,500件を超える過去最高を記録するなど、過去10年間での人口減少を考えると、救急出動件数は増加傾向にあると考えられます。

令和6年度中、紀北町内の紀伊長島消防署と海山消防署の救急搬送人数につきましては、1,048人で、そのうち尾鷲総合病院への搬送は753人で約72%となっております。その他の搬送先病院では、長島回生病院が88人、松阪中央総合病院が76人、済生会松阪総合病院から42人、伊勢赤十字病院が38人等となっております。

また、尾鷲総合病院から管外の医療機関等への転送でございますが、この点については担当課から答弁をいたさせます。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

尾鷲総合病院さんから管外医療機関への転院搬送は144件と聞いております。あと、ドクターへりでの搬送は、三重紀北消防管内で令和6年中は30件ありましたが、そのうち、尾鷲総合病院からの転院搬送が9件となっております。

以上です。

入江康仁議長

奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

ちょっと聞き漏らしたところもあるんですけども、人数で答弁いただいたんですけども、紀北町から各管外の搬送も含めて、紀北町から尾鷲総合病院へ一旦運ばれる救急数というのがかなり増えているという現状は、町でも確認しているところだというふうに思うんですけど、この土日のことも含めて、尾鷲総合病院の受入態勢について、質問させていただきたいと思います。

救急の受入態勢については、救急受入れに関する受入態勢が整っているのか。医師の人数がどれくらい確保できているのか。医師の経験値についてどれくらい把握しているのかという部分と、土曜日、日曜日、祝日、夜間での救急受入れの態勢について、尾鷲総合病院ではどのような態勢で受入れが行われているのか。夜行ったとしても、専門医がいないから次の日にもう一回来てくださいというような態勢も多々ありますので、それも含めてどのように把握しているのか。データをもって答弁いただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には、救急医療につきましては、初期救急医療、第2次救急医療、第3次救急医療と、それぞれ受入れが対応をしております。尾鷲総合病院については、また詳しいのを、違っていたら担当が答えますけれども、6人体制で受け入れていただいているように認識しております。そういった中で、医師が専門以外であったり、いろいろな問題があつたら、そこでは治療できないということで、転院、転送が行われるものと認識しております。それで、尾鷲総合病院では、第2次救急医療ということで受け入れておりますし、長島回生病院のほうも、そういった形で受け入れられる患者さんについては、受け入れているところでございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

今の答弁を聞いていると、態勢は充実しているというような認識であるんでしょうか。まず、そこからお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

充実をさせようと尾鷲総合病院は努力しておりますが、なかなか医師の手配とかそういうものについては、難しい状況だと伺っております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

今の答弁だと、充実はまだできていないというところだというふうに思います。6人体制と言えど、ずっと6人がいるわけではなくて、交代交代でやっている。総合病院の勤務医がないときは、各市町の開業医さんが診ているというのが現実だというふうに思いますので、そこが専門ではないからというのがたくさん状況として見受けられるというところあります。

先ほど一番最初のところで言わせてもらったんですけれども、土日祝夜というところで、救急車を呼んだときにも、搬送先が決まらず、時間がかかってしまって命を落とすという現実がある。そういう状況であるということも把握はされているということでよろしいですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、救急医療については、搬送先病院を決定することが大事だと思っております。テレビでも言わわれていますように、言葉は悪いですけれども、たらい回しとか、えらい表現も使われながら、そういうことは行わざるを得ない状況だと思います。基本的には、同時に事故等発生したり、そういうことございます。それから担当医でなくて受け入れられない場合もございますので、基本的には搬送先を調整した上での移動ということになりますので、尾鷲総合病院において、救急医療専門ではなしに、いろんな科の先生が当番でしていただいていると認識しております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

そういうことなんですね。なので、都会では人口が多過ぎて、どの病院に搬送するのかで、電話をして行ったところが、救急受入れたくさんしていて受け入れられないという状態で、たらい回しというような形が見受けられると思うんですけども、田舎では病院に、その症

状に対応できる医者がいるかどうかというところが不明で、時間が経っていくというのが、田舎の今の現状だと思うので、それを踏まえて次の質問に入りたいと思います。

町民の命を守るための今後の政策についてなんですかでも、先ほどのことを踏まえて、救急医療への安心感としては、尾鷲総合病院の存続が不可欠だというふうに思っております。もしくは、救急受入先の病院として安心のできる体制づくりをしていくために、紀北町からまた相当額の予算を出してでも、町民の安心のための政策を取る考えが必要だというふうに思います。これは広域化も含めてやっていかないと、尾鷲市さんだけの予算で、拠出はしていますけれども、もっとしっかりとした態勢を整えるのであれば、広域化も考えて、紀北町からもしっかりとした予算を出して、医師の充実を図る。そういうことも必要だというふうに思いますが、その答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういった医師不足の中で、広域化というのは、例えば尾鷲、紀北だけの広域化を考えるのではなくに、紀南も含め、松阪地区も含め、そういう意味も踏まえた上での広域化を模索していただいていると思っております。

私も、医療関係の審議会とか協議会入させていただいております。県のほうのものなんですかでも、そういうことも考えて、今、一つの病院だけで経営ができるか、運営ができるかというのは、大変難しい岐路に立っております。この間も三重大の先生方とお話ししたときも、尾鷲市、紀南の在り方をどのように行うか。それによって、病院経営についても、医師の派遣についても、そういう全体論として見ていかなければならないということで、お金だけ出せば解決できるという問題ではないということでございます。そういうわけで、三重大のほうも、地域枠Bという設定もしていただいた上で、地域における医師不足の解消を、しっかりとやっていかなければいけないと。だから、狭範な部分ではなくに、もっと三重大を中心とした大きな三重県の医療の在り方、そこを構築していかなければ、この問題について、なかなか解決は難しいものだと思っております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

私たち住民と直接話をしながら、今の状況というのを考えていく中での部分と、行政が、

病院等含めて広域で話をされている部分というところで思うと、ちょっとギャップがあるというふうに感じております。尾鷲市さん、尾鷲総合病院の中で検討されているというところでもあると思うんですけども、尾鷲総合病院が廃止されないというところが、やはり我々紀北町民が安心して生活できる救急医療体制の確立だというふうに思いますので、改めて紀北町の町長として、今後のこの紀北町の救急医療体制、どうあるべきかというところを、最後に質問して答弁をいただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

既に、医師の皆さんのが確保等については、東紀州5市町で検討をずっと続けているところでございます。組合立的に入っていないのは紀北町だけなんですよね。紀南のほうは組合立になっておりますし。そういう意味では、今後いろいろな話合いもなされるものだと思いますが、今現段階で、先ほど申し上げたように、1億、2億出せばそれで解決するという問題ではございません。明らかに三重県の医療体制そのものを構築し直さなければいけないし、今後、救急医療に対してもそうですけれども、今度松阪中央病院が、ドクターカーを持っていただいて、こちらの医療にも目を向けていただくということでございます。こういった広域的なものがしっかりと確立されなければ、一つの、今病院ではもうなかなか難しい。ただ、尾鷲市長は、地域枠Bでも春と秋に会議があるんです。三重大の先生方や在校生、そこでも必死で訴えています。この東紀州地域、尾鷲総合病院に医師を回していただけませんかということを。我々もそこで十分耳にしておりますし、我々も5市町がそこで意見を出す場でございますので、やっておりますが、三重大にも三重大の事情があって、自治医大のほうからも、無理を言って来ていただいたりとか、尾鷲総合病院努力しております。その努力を少しでも実るように、我々もバックアップしながら、しっかりと応援していかなければいけないと思いますし、紀北町としても、いろいろなことを聞き取りしながら、今、尾鷲総合病院の課題等も勉強させていただいております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

やはり1市、1町でというと、きつい。今1市なんですか? なので、やはり広域化というのが必要になってくるという部分と、三重県全体が動いていかないといけない。町長

としても、しっかりと予算化も含めて、1億で無理という、お金の問題だけではないという答弁でしたけれども、まずお金もない前に進まない、医師も誘致できないというところがあると思うので、そういうことも考えて進めていただけるということで、この大きな1項目めを終わりたいと思います。

それでは2項目め、旧矢口小学校等の活用について、質問いたします。

6年度末をもって廃校になった旧矢口小学校ですが、いまだに今後の活用方法などを耳にしておりません。こうなることは予想していたことから、廃校の議論と並行した廃校後の活用方法の検討、議論をしてほしいと言い続けてきましたが、結局教育委員会は、児童がいる中での廃校後の議論は避けたいと譲りませんでした。ところが、いや、それどころか、逆にそんなことを言いつつ、児童がいるにもかかわらず、平気で1年も前に廃校とする条例案を議決させました。今となってはどうしようもない話でありますけれども、この教育委員会のやり方については、私は一生忘れない。そういう気持ちであります。今の教育長は、この7年度からなので、今の教育長に申し上げると大変失礼な、申し訳ないところもありますけれども、やはりそういう体制というのはいかがなものかというふうに思っているところであります。

小項目で、現況の管理状況についてお聞きします。

校舎について、体育館について、教員住宅について、プールについて、これをどういうふうに管理して、今後どうやってしていくのか、今の状況を含めて答弁いただきます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現在の管理主体等については、教育委員会でございますので、そこで教育委員会で答弁をいたさせますが、我々としては、条例が先に、閉校条例、これは閉校のためのプロセスであって、教員等の配置問題とも関係するんだと前教育長からもお聞きしておりますので、そういった意味で、少しでも閉校に至るまでに、子どもたちに教育に不便をかけない、充実した教育を送れるようにということで、加配等のことも踏まえてのことだとお聞きをいたしております。

施設の状況については、教育長から答弁いたさせます。

入江康仁議長

松島教育長。

松島功城教育長

旧矢口小学校の管理主体と管理状況について答弁させていただきます。

旧矢口小学校、先ほど議員も言われましたように、校舎、体育館、そして、教員住宅、プール、全てにおいて、現在学校教育課のほうで管理いたしております。

各施設の状況なんですけれども、特に学校におきましては、閉校後、町内の各学校において活用可能な備品等もございまして、それらの持ち出しを今現在行っている状況です。

以上です。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

管理主体、学校教育課という答弁だったんですけれども、管理している状況なんですね。

草刈りとか、それも含めて答弁いただきたいと思います。

入江康仁議長

松島教育長。

松島功城教育長

草刈り等につきましても、夏の草が生い茂ってくる頃に、今のところ1回目の草刈りを行っております。次回については、まだ、日程等は未定なんですけれども、今のところそういう状況でございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

管理状況が、当初閉校したときは、きれいに保ってくださいと言って、PTAのほうからも言われてきたところ、区の方からもと思います。なので、今年は暑さのせいか、草も大変伸びるのが早かったんですけれども、その管理はそれでいいです。

あと、教員住宅とプールに関しては、プールに関しても、底地は矢口浦区です。なので、今後あのままになるのか、どういうふうに考えているのかも含めて、次の質問も入りながらお聞きしていきたいと思います。

今後の取組についてなんですけれども、まず聞くのは、建設時、この矢口小学校は平成12年頃だったと思うんですけども、建設されました。当時、この廃校後のこととも考えて、いずれかはということを考えて、廃校後をどうするのか、高齢者住宅のような改装するのか、

みたいな話をした覚えがあると、住民の人で言われる方がちらほら増えてきました。なので、私は当時、そこまで意識がなくて、少し当時どういう状況だったのかというのを分からないので、それも含めて分かる職員がいれば、当時のことをお答えいただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身はそういう取決めを聞いておりません。職員の皆さんでも、聞いている方がいたら手を挙げていただきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

いないようです。

中場副町長。

中場幹副町長

多分海山町時代から一番古いのが私だと思いますので、私のほうでお答えさせていただきますが、私どもそういう記憶はございません。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

多分記憶というのがあいまい、行政側がという意味じゃなくて、住民側がそんなことをいろいろ話はしたよねというぐらいの話が、あのときこうやって話ししたのに、何でしないんだというふうな感情論の中で言われているかもしれないで、今回、この一般質問の中に取り入れさせてもらうことで、住民の皆さんには、そういう当時の確約ではなかったんですけどいうのをしっかりと認識していただく。

その上で、今後この旧矢口小学校校舎を含めた施設をどういうふうに活用していくのかという部分で、実際、町で活用案を検討したことがあるのかないのか。あるとしたら、どのように議論された実績があるのかを答弁いただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

行政側では、まだそういう検討はいたしておりません。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

されていないというのはちょっと残念な感じなんですけれども、避難施設であったり、今後、この間のカムチャツカの地震からの津波のときとかも含めて、今後防災訓練もあります中で、やっぱりこの校舎の最適な環境、使っていくことに関しては、早めに行政側がやっていただきたいというふうに思っておりますので、それも含めて、どういう取組をしていくかを答弁いただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは、避難場所として使っていただくのは何ら問題ないと思います。ただ、地域の皆さんと話し合って、理解をしながら、どういう形で、もちろん鍵の問題とかいろいろござりますので、今でも、そういった地域の方が使う分には、できるだけの配慮をしていきたいと思っております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

仮にたまに使うのは、そういうことだと思うんですけども、やはり施設の管理運営というところであれば、もっと詳しく、どういうふうなところが主体になって、地域のために使っていくところ、いろんな業者もあるかもしれないんですけども、しっかりととしたキープできる主体を決めて運営をしていく議論をしていただきたいというふうに思いますので、行政のほうにはそれをやっていただきたいということを伝えて、大項目2番を終わりたいと思います。

それでは、3番目のクリーンセンターの業務についてに入ります。

クリーンセンターで処理できる廃棄物についてを質問するわけですけれども、3月にも質問させていただきました。その内容を踏まえて、グリース・トラップの汚泥についてを質問したわけですけれども、飲食店のグリース・トラップから排出される汚泥は産業廃棄物であるという認識であると、町長が答弁されておりました。それを前提に質問していくますが、これまでクリーンセンターに搬入されていた事実と認識については、そのもの単体での搬入という認識ではなく、し尿と混ざったものの搬入はあり得ると、職員から聞き取ったという

ふうな答弁もありました。私が確認しているのは、グリース・トラップ汚泥は、別のところへ搬入するよう言われていたため、業者の職員は別に投入していたということを聞かせていただいているところであります。ということは、センターの職員はグリース・トラップ汚泥が搬入されていることを確実に認識していたはずですが、なぜその時点で告発しなかったのでしょうか。

私はグリース・トラップ汚泥をし尿と一緒に処理することで、施設の劣化や修繕費にも影響が出てしまうのではないかと推察するところで、令和7年度予算では4,428万1,000円を計上しています。これにはセラミックの交換はされないということをしているところから、これでも安い状態だというふうに思います。住民に対し不利益を生じさせているというふうに思うが、担当課はその件に対してどう思うのか。答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私から、まず町長が認識していたというのは、この問題が起きて、グリース・トラップ自体にあるものが産業廃棄物だと知ったということでございますので、そこは、その以前のことは存じておりませんでした。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

議員のご質問なんですが、紀北町のクリーンセンターにおきまして、飲食店からグリース・トラップが搬入されていたっていうことなんですねけれども、うちのほうでも施設の職員に聞き取りをさせていただいたんですが、グリース・トラップという認識、職員としてグリース・トラップが搬入されたという認識もなく、別のところに入れてくれというような指摘もしていないということでございました。

町といたしましては、明らかに7月4日に確認させていただきまして、三重県にも照会させていただいて、産業廃棄物として処理すべきということを確認いたしましたので、それ以降はそういうことはないと思うんですけども、それ以前には、し尿と一緒に混入されて入ってきた可能性はあると認識しております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

課の答弁では、職員から聞き取った内容とはちょっと合致しない部分があるというところだというふうに思います。あとは、投入されていた可能性はあるけれども、分からなかつたという現状、その時点での現状ですよね。分からなかつたという部分、それは聞き取った段階だというふうに思います。

3月議会以降で、排出店にグリース・トラップの状況について立入り検査を行ったところだというふうに思います。私も同行させていただきました。三重県は、産業廃棄物であると確定したというふうに聞いております。それを受けたどのように対応しているのか、またそれを踏まえ、町内の飲食店などで、このような廃棄物の処分方法をどのように行われているのかを調査をした実績というのはあるのか、そのまましていいのか。答弁お願いします。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

すみません、まず、ほかの飲食店のほうで、グリース・トラップをどう処理したかという調査は、まだいたしておりません。準備はしているんですが、飲食店がどれだけあってというような把握がまだできていないもので、それは的確にさせていただこうと思っております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

白黒と最初に言ったんですけれども、この結果、ある店舗、確認させてもらった店舗では、確実にそれが産業廃棄物であって、産業廃棄物としてのしっかりとした処分が必要であるものということあります。それは業者はマニフェストをつくっておらず、産業廃棄物としての処分、処理業者に渡していないというふうに思うんですけども、そこをしっかりと確認してあるのかどうかと、もし、それがいないとしたら、クリーンセンターに投入されていたという現実につながるというふうに私は思うんですけども、その場合、業者に対しては、法的な形で瑕疵があるのではないかというふうに思います。排出店舗のほうにも、ある程度のこれはミスというか、知らなかつたとは言え、処罰を受ける可能性も出てきますが、業者に関しては、やってはいけないことというのは分かっていたはずなんです。産業廃棄物の収集、運搬を持っている以上、何がよくて何が駄目なのかというぐらいは分かっていたはずなんですけれども、それを投入していたとなると、分かっていて、産業廃棄物を一般廃棄物処

理場に持ち込んで処分したというふうに、つながることだと思うんですけども、三重県に関しても、それは認識していたはずなんです。指摘した後ですけれども。なので、三重県に関しても、この産業廃棄物の管理に関しては三重県なんですけれども、昨日、三重県と電話で話をすれば、紀北町さんから、この産業廃棄物のこのグリース・トラップ汚泥に関しては、今回三重県じゃなくて紀北町でしっかりとことは鎮めるという話をいただいたので、紀北町さんにお任せしましたみたいなことを言われました。なので、どういう意味なのか、ちょっと分かりにくいところもあったんですけども、三重県にしても、紀北町にお任せする立場ではないと思うんですよね。なので、三重県も、これを法的なことで考えると、やはり三重県も、ある程度の違反行為があるんではないかというふうに思います。それは、刑事訴訟法の239条2項、公務員における告発の義務については、公務員はこの内容を知り得たときに告発しなければならないというふうに書かれています。なので、紀北町も今回現地立会をして、産業廃棄物であるというふうな形と、その業者が産業廃棄物として処分をしっかりとしない。クリーンセンターへ持ち込まれて、一般廃棄物処理場で産業廃棄物を処理しているというふうに認定、確定した時点で、これは告発の義務が生じていると思うんですけども、これに関して、なぜそういう業務を怠っているのかというところを答弁いただきたいというふうに思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

7月に確認してからの話でございますけれども、指導をして、しっかりとその指導に従っていたいものと思っております。そういった意味では、我々行政というの、しっかりと指導して適正な処理をしていただく。そういう指導の義務がございます。まずそういったものを行った上で、その後どうなったかという確認とともに、それによって悪質であれば、今おっしゃったような告発等のこともありますし、その前に警告とか、命令、そういったものもございます。そういうものをやっていきたいと思っております。行われた不適切なことが全て、刑事訴訟法における犯罪であることということには当たらないと私は思います。我々町も、県に対していろいろ申請したりします。こういったことを言います。そういった中で不適切なこともあるし、間違いもあります。それで直ちに町としての機能を止められるかという話ではございませんので、我々としては、そういったものをしっかりと見ながら、悪いところは悪いと正して、それで正すことができれば、それでいいのではないかと思

っております。これはもう、こういうし尿の問題ばかりじゃなしに、ほかのことでも、そういう問題多々あります。グレーとか、そういう意味で、白と黒の分かれられないところによって、判断をどうするかというのもございます。だから、今回の場合、刑事訴訟法ですか、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない」と書いてありますけれども、犯罪と思料しないと、我々としてはこういった形で指導することによって是正されれば、それもまたその在り方ではないかと思います。

ちょっと間違えたんです。普段使い慣れない言葉なので、官吏、公吏だそうです。すみません。

入江康仁議長

官吏、公吏の意味は言わなくていいですか。

奥村議員。

7番 奥村仁議員

どこまでが犯罪行為なのか、法でくくられた部分で。刑事訴訟法の中にもそういう多少グレーなところがあるのも確認しています、もしそれが確実に不正がない場合はその限りではないという部分も書かれているのも、確かにそうなんですけれども、まずは、ただ、公務員が知り得た場合は告発の義務があるという部分がついているのと、状況を考えると、長年の間、クリーンセンターに産業廃棄物が投入されていたという事実はあるんではないかというふうに思うのと、今是正して、していますという答弁いただいたので、これは同じような形でやっておられるということであれば、その行先、マニフェスト、排出店からのマニフェスト、それを収集運搬する業者のマニフェスト、それを産業廃棄物処理業に渡されたマニフェストについて、これだけ長い、6月24日に確認したわけなので、既に3か月近く経っています。どのように是正されて、マニフェストがつくられているのか、答弁願います。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

すみません。飲食店さんのほうには、お問合せいただいた飲食店さん2店舗ございまして、そちらには、今後産業廃棄物としてしていただくことということと、あと、グリース・トラップとかの汚泥を収集運搬してくれるような事業者というのを、町内のほうで、うちのほうで調べまして、ご紹介はさせていただいております。

ただ、そこで、その事業者が、抜き取ってマニフェストを発行したとか、そこまでは、現

時点で調査しておりません。

入江康仁議長

垣内課長、奥村議員は、7月になってから、これ分かってから、どのような、マニフェストのある制度ありますよね。それをきちんと調べたかということなんですね。だから、そのグリース・ストラップを産廃業者に持っていったマニフェストあるでしょ。当然、当然持つていかなければいけないわけですから。そういうところのものをきちんと調査したかということなんですね。違いますか。そうでしょう。それに対しては答えになつてないと思うんです。調査していないでは済まない問題だと思うんです。

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

マニフェストというものは、排出者及び収集事業者等に発行されるものであります、そのマニフェストが町には届きませんもので。だから、確認のしようがないというのが状況なんです。

入江康仁議長

いいですか。

奥村議員。

7番 奥村仁議員

だから、こういうことが起こったというところと、クリーンセンターが関わっているという状況になってしまっているというところからすると、やはり現状、注意してきちんとやってもらうようにお願いしていますというのであれば、マニフェストがないと処理できないものなので、それをきちんとした処理をやっているのかというのを、課のほうでは確認もしていないのか、ちゃんと確認して、そういう書類も確認しておるのかという質問なので、それをしているのか、していないのか、答弁お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にマニフェストというのは、その行為があつて、初めて発行されるものでございますよね。事業者、排出者が。マニフェストを移動するときのマニフェストというのは、7月に我々はそういうご指摘いただいて、県から指導があつて、それを指導させていただきました。それで、それ以降は、そのグリース・トラップは産業廃棄物処理なので、産業廃棄物処

理業者が、それからこの間、今、9月の中旬ですけれども、それまでにそれを撤去したかどうかという事実については、我々は何ら把握はしていないところです。

入江康仁議長

だから、答弁不足だってあつたら、きちんと説明する時間を与えますから。議事進行ですか。

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

これは管理者の責任に当たるんじゃないですか。それを、マニフェストだと、そんな汚泥のところへ、飲食店の廃棄物を入れておったということは、もう僕は本当に夢にも思わなかつた。議事進行で。だから。管理者として、私はいかがなものかと思います、答弁は。

入江康仁議長

今、議事進行なので、私が受けるので。今、瀧本議員の指摘に対して、町長どのように思いますか。

それで、答弁させます。

尾上壽一町長

瀧本議員のに答えるわけじゃないですよ。

一般廃棄物処理の中においては、やはり町は、その管理者としてやるべきことだと思ってます。それで、産業廃棄物処理については、県のほうの裁量になりますので、県のほうでどのように扱うか。そして、また先ほど申し上げたように、7月に、そういうものが分かつて、県にも問合せさせていただいて、それが産業廃棄物処理にしなければいけないということなので、産業廃棄物処理は、三重県の管轄でございますし、そこがこの7月以降で、そのグリース・トラップを抜き取ったか、抜き取っていないかというのは、我々は分かっておりません。抜き取れば、県なり、その事業者なりが、廃掃法に基づいたマニフェストを発行しなければいけないということだと認識しております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

なので、そのグリース・トラップ汚泥を抜いた6月24日以降に、どうしているのかというのは、産業廃棄物は県の範囲で、クリーンセンターに関しては町の施設なので、クリーンセンターに持ち込まれたら困るというところがあると思うんです。なので、どうしているんで

すかというのは、やっぱり業者に話もしないといけないし、その搬出店舗に関しても、きちんとやっていますよねというのは投げかける必要もあるし、きちんと確認する必要はあると思うんです。それをしていないということは何でなんですかという疑問が出てくるのと、その中で、それ以前の伝票を見ると、グリース・トラップの汚泥の引き抜きは月に2回行われています。なので、それ以降ずっとやっていないということになると、グリース・トラップ汚泥というのは、ものすごく溜まってしまって、多分店舗の中まで水が流れない状態になってしまっているというふうに推察されるわけなので、これはその後も続けて、汚泥の処理はしているというふうに思うんですけども、どうなっているんですかというのを、県も町もそのままほったらかしという、言ったら悪いから分からんんですけども、ほったらかしにしているんじゃないですかというふうに思うんですけども、そこら辺も含めてもう一度答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

確認はさせていただきます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

時間もないでまとめます。

この3番目のクリーンセンターに関しては、3月議会にも、もう一点質問させていただきました。搬入量と伝票の数量、そして車の重量の量り方に関して、誤差が200リットルずつ違うにもかかわらず、数量が合っていないにもかかわらず、そのままになっているところもあります。もっと指摘していかなければならない点がありますので、それを含めて、今後も注意していくところですが、この件に関しては、しっかりと対応して、法の違反があるのであれば、法の違反があるように、処罰も含めて、町は県と一緒にになって、違反に対しての業務の執行をきちんとやるべきだというふうに思いますので、続けてしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、それに答弁いただいて終わります。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういういたご指摘の点については、これからも十分注視していきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

これで、9月の一般質問を終わります。

入江康仁議長

これで奥村仁議員の質問を終わります。

入江康仁議長

次に、私が一般質問を行うため、ここで議長を交代いたします。

それでは午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

(午前 11時 29分)

奥村仁副議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

奥村仁副議長

会議規則第53条の規定による、議員として発言を議長が求めていきますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議長の職務を行います。

奥村仁副議長

次に、12番 入江康仁議員の発言を許します。

12番 入江康仁議員。

12番 入江康仁議員

それでは、議長の許可をいただきましたので、令和7年9月議会の一般質問をいたします。

今回の9月議会の一般質問の通告内容は3件あります。

1つ目は、3月議会に引き続き、海山環境衛生起訴事件裁判のその後の経緯と状況について、2つ目は、赤羽老人ホーム改築について、3つ目は、5市町による尾鷲市に建設する焼却場についてであります。

それでは1つ目の議長、海山環境衛生に対しての1つ目の通告になつてはいるんですけども、赤羽老人ホームにちょっと入れ替えたいと思いますけれども、いいですか。

奥村仁副議長

許可します。

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、議長の許可をいただきまして、赤羽老人ホームの改築についてであります。

今回の町長選出馬表明の中で、地元紙の南海日日に、最重要課題に町営老人ホーム赤羽寮の養護移転改築を上げ、5期目でしっかりと取り組みたいと強調したとあります。よくこのような嘘が平然と言いますねと。改修にかけてきたことも言っていますが、どこに改修のお金を予算をかけたのですか、答弁をまずお願いします。

奥村仁副議長

町長。

尾上壽一町長

それでは、入江議員の質問にお答えをさせていただきます。

よく嘘が言えますねということ自体が嘘ではないかと思っております。それと、赤羽寮については、私は21年からなりました。平成22年から、いろいろと安全・安心、それから快適に生活できるような改修をやってまいりました。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

この改修にかけてきたということを言っていますけれども、前者議員、東篤布議員が言つていましたよね。雨漏りだったと。大変すごい雨漏りだったということを聞いております。

目の前のすぐにもやらなければならない問題であり、雨漏りの修繕も改修もできない町長は、よくも紀北町市民を欺くような、また騙すようなことをよく言えますねと。どこに移転先の調査の予算がありましたか。また、改築するようなら、設計委託の予算もありましたか。4年前の町長選のときも同じことを言っている。もう善良な紀北町市民を騙すようなことはしないでいただきたい。とにかくこの問題は、戦後80年、この紀北町の復興と発展に努めてきていただいた高齢者の方々には時間がないのです。

あなたは、養護施設しか改修しないと言っているが、私は、次の町長には、特別養護施設も今と同じような併設をお願いいたしたいと思っています。そして、この赤羽老人ホームの特別養護施設と養護施設は、紀北町にはなくてはならない施設であります。それは、民間の介護施設に入れない貧しい方々と弱者の方々が、安心して入れる施設であるからです。行政が携わる赤羽老人ホーム介護施設と、民間の介護施設の目的は異なります。先ほども言ったように、赤羽老人ホームは所得があり、お金が払える人にはそれなりに払っていただき、払えない貧しい弱者の方々には、いろいろな事情を聞きながら、その事情に応じた問題と向き合いながら、問題を解決しながら、弱者の方々にも入ってもらえる施設であります。また、民間の介護施設は、企業や個人が経営する施設であり、利益を追求する施設であります。経営者の努力と経営能力によって、格差が出るのは当たり前のことです。尾上町長は、このことは分かっていない町長であると思いますが、どうですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、不穏な発言ではないかと。騙す、嘘だという言葉は、何ら根拠もなしに、この議場で使っていいんでしょうか、公の場で。そういった根拠のないことで私自身を非難するのはいかがなものかと思います。これは議事のことなので、答弁は結構です。

それから、赤羽寮の話ですが、私、いろいろと直してきました。修繕についてもしてきました、雨漏りは、そのとき見られたときには雨漏りはしていたんですが、その後も改良しておりますし、全体的なところで、多少の横振りなんかをすると、雨漏りしているのは今も現状でございます。

ただ、次の特養と養護の問題ですが、まさに私が建て替えようとしている養護は、1人で生活しづらい方、また生活の、それは環境的なもの、お金の問題、そういったものの方たちが入る制度であります、私、議員が言っているのが特養と養護との混乱が多少あるのでは

ないかと思っております。特養のほうは、介護保険制度に基づく、サ高住とかそういったものも含めての、いろんな制度の中で、特別養護老人ホームがあるものだと思っております。

それから、移転先とか、そういったものを示していない。確かにそのとおりです。今私は5期目が当選したら、それに向けて取り組ませていただきますと、お話をしています。そして、その以前の話は、をとか、のとか、助詞というんですか、そこら辺に向けてとか、そういう話で答弁をしてきたと、私自身は覚えております。そういうことからして、まず、今暮らしにくい人たちが暮らせる養護について、建て替えを検討する。これは私は一番先に挙げたものであって、これを嘘だということを言うこと自体、私はいかがなものかなと思います。

奥村仁副議長

ちょっと待ってください。今、町長が冒頭に言われたんですけれども、不穏な発言ということで、嘘と確定したような発言については、注意をしていただくようにお願いいたします。じゃ、入江議員。

12番 入江康仁議員

嘘ということは、私は言ったのは、4年前にも同じことを言って、やはり町長というのは、1期4年のうちにやるのは約束で、公約でございます。今言わされたように、次の選挙がどうなるか分からぬんだと、選挙という洗礼を受けなければならぬのは、町のトップの町長選です。それで落ちてしまえばできない。その前のときの4年の中でやれないものを、選挙のたびにそういうことをやっているということは嘘じゃないですかということ。それを今言わされたように、場所とか、移転するところの場所とか、建て替えの予算なんかも出ていたら私は言いません。何もない、根拠もないようなこと言っているから、私は嘘だと言っておることを言っています。これは私の答弁でございます。

これに関しては、またごだごだと、もうやる気のない町長にはもう何も言いたくないので、これで終わらせていただきます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、2つ目の質問に入ります。

町長、この海山環境衛生が出頭している裁判ですが、当然紀北町として、また許認可者としての内容を分かっていなくてはならない立場であると思いますが、答弁をお願いいたします。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことについては裁判で係争中でございまして、我々のほうにも情報は入っておりません。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

当然あなたは、そういうことじゃなくて、この裁判の進行状況については、注視しなければならない立場にある。紀北町民の何人に対しても、質問があればすぐに状況等説明する責務があるのがあなたなんですね。許認可者なんですよ。そのところをどのように思うんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

注視しておりますし、何か変更があったときには、説明する説明責任があると思っております。ただ、裁判の場合、議員との裁判のときも思いました。前回もお話ししたかな。準備書面を読ませていただいても、それぞれどちらも納得のできる部分もございますし、そこに反論するものもございます。それを我々行政が、裁判所を差し置いて、こういう説明をするというのは、適切ではないと思います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

全然答弁違うようなこと言っています。私のことを言ったのは、裁判は民事です。これは刑事訴訟です。刑事裁判なんですよ。そのところ理解していないんじゃないですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

裁判においては、同じような進行が行われるものと思っております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、今どのような状況にあるんですか。この9月10日に、検察と裁判と弁護士と話しているでしょう。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々にはそういう情報を知りませんし、それを知ったとしても、町として知り得た情報であれば、なかなかそこで判断をして、こういう場でお話できるかできないかというのは分かりませんね。ただ事実は分かっておりません。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

無責任な答弁です。

それでは、まず、この廃掃法により、し尿の収集許可権は市町の長に与えられた権限であるが、何の法律を基に許可権者ですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一般廃棄物処理法です。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

このし尿の収集許可権は、一般許可の廃棄物の下で許可を与えているんですね。紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中で、し尿の収集に許認可を下しているのではないですか。

尾上壽一町長

議長、担当課から答えさせます。

奥村仁副議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

すみません、収集運搬の許可に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称廃掃法に基づいて許可を下しております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

だから、それは紀北町の廃棄物及び清掃に関する条例の中でのあれで下しているのでしょうか。これは、この条例は、廃掃法の法律に基づいて、市町の長に与えた権限じゃないですか。許可権限は。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのとおりです。

12番 入江康仁議員

そのとおりだったら全然答弁違うじゃないですか。

尾上壽一町長

許可与えてるって言ったでしょう。

奥村仁副議長

許可与えてます。

尾上壽一町長

こっちが。

奥村仁副議長

入江議員、違うという部分を言ってもらえたたら。

入江議員。

12番 入江康仁議員

一般廃棄物処理と言いましたけれども、町長の今の紀北町の条例の中の権限で与えているわけですよね。それはいいです、どんどんいいたら分かってきますから。

それでは、このし尿収集許可権は、海山環境衛生代表取締役個人のものなのか。海山環境衛生という会社に与えているものか、はっきり言ってください。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事業者に対してでございます。

(「会社だったら会社と言ってください。会社と僕は言っている
んですから」と呼ぶ者あり)

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

会社と代表者名を書いてありますね。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、この紀北町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中で、違反した業者に対しては、どのような罰則規定がついておりますか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課から答弁いたさせます。

奥村仁副議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例におきましては、罰則規定は定めておりません。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、罰則規定は何を適用するんですか。

奥村仁副議長

環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

罰則規定に関しましては、あくまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律を基に、罰則を適用することになります。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それは、廃棄物処理法ですね。そうじゃないですか。

奥村仁副議長

環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

入江議員おっしゃるとおり、廃掃法のほうでございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、これは会社が起訴された、会社が違反したということの解釈でいいですね。

奥村仁副議長

環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

町のほうにも、正確な裁判の情報というのは入っていないのが事実なんですが、廃掃法に基づく両罰規定の形で、今、裁判が行われているという形には聞いております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、町長、あなたは3月議会で、廃掃法違反によって起訴されている業者に対して、あなたは事業者を呼び出して口頭注意したと答弁していますが、その日時と場所と、どのような内容の口頭注意をしたのか、答弁お願いします。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今問われても、急に、記憶にございません。

奥村仁副議長

入江議員、何の内容かというのと、一つのことだったというのは、まず言ってもらったら。

12番 入江康仁議員

答弁不足でいいですか。

奥村仁副議長

はい。

12番 入江康仁議員

町長が答弁してるんです。これは。これはここにありますよ、議事録は。その中で、処分について、その中で。

奥村仁副議長

ちょっと議事整理のため、暫時休憩いたします。

1時30分まで休憩します。

(午後 1時 22分)

奥村仁副議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 30分)

奥村仁副議長

先ほどの件の答弁から、環境管理課長のほうから答弁させます。

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

事業者の方にはなんですかけれども、呼び出してではなく、うちのほうから別件で、別件のときなんですかとも、事業者の方には向いて口頭注意したことはございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、指名停止の問題が出たと思うんですけれども、その業者の、それは私はあの時

は不法投棄のことで質問しておったけれども、それに対しての処罰はどうだということの中で、それで答弁としては、建設業のほうの指名停止のことをやったという答弁しているんですが、なぜここは、どのような条例の中で処罰しているか、教えていただきたいと思います。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こちらのほうの収集業務については、先ほど申し上げたように、刑罰等ございません。ただ、建設業の契約等のことについては、そういった刑罰等のことも記載されていて、それに基づいて指名停止したものと思っております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

いいですか、議事進行で。

奥村仁副議長

答弁不足ですか。

12番 入江康仁議員

いや、答弁不足というか、今のでちょっと。

奥村仁副議長

どうぞ言ってください。

12番 入江康仁議員

要は、これ3月議会のとき、私は一般質問の中で、不法投棄、廃掃法の中の不法投棄で質問しているわけです。そこで答弁は、これ詐欺事件で、これ一般の不法投棄には値しないんですよ。今の答弁では、指名停止とかそういうことは。それは、廃掃法の違反もやっているという答弁がここにあります。それで指名停止しているわけですよ。だから、私は、そのときにも、業者が一般の不法投棄の中で、何で建設業の指名停止をするんだということは言っています。そういうことで、私の質問に対して、すり替えたような答弁をやっているから、私はいろんなことで言っておるわけなんですよ。だから、私の質問に答えて、詐欺罪は関係ないです。詐欺罪の行為によって、その建設業の処罰は、これは私質問もしておらんし、別の問題です。私の不法投棄でやっている質問に対しては、あくまでも廃掃法の罰則規定をしてやるのが当然でしょうということを私は言っているけれども、いや、そうじゃないという

ことを言っているから、今回もそういうような答弁が見られるから、これはちょっと整理していただきたいと思います。

奥村仁副議長

執行部のほうに。ちょっと待ってください。議事進行というか、進行内容だったので、前回の答弁で、質問の内容と答弁の内容が食い違うことがあったらということを言われていると思うので、質問の内容に、しっかりとつながるような答弁を心がけていただきたいと思います。

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身そういう食い違いの答弁した記憶はないんですが、なぜ建設業の指名停止をしたかということは、担当から答えさせます。

（「いいの、担当部署じゃないけれども」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

今のは、この建設業のことで、なぜ言ったかというのを説明いただくということなので、一旦財政課のほうから説明させます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

廃掃法に基づくということではなしに、どういうタイミングで、その建設工事の関係の話になったか、少し忘れてしまったんですけども、町としては、紀北町建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第5号に基づいて、業者の行為が、いわゆる不正、または不誠実な行為に該当するということで、1か月の指名停止をしたということは、お答えしたということであります。

議員今、おっしゃられているような、いわゆる廃掃法に基づいての許認可とか、そういうことを回答したわけではございません。

奥村仁副議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

指名停止は、財政課がしたんじゃないでしょう。町長が決定してたんでしょう。それをしっかりと。

奥村仁副議長

瀧本議員の答弁いたします。

町長がしたんですけれども、その内容を財政課長のほうから言っていただけたので、その辺入江議員が納得すれば大丈夫だと思いますので、よろしいと思います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

今、財政課長が言われた、私はそういうような質問をしていないし、そういう答弁を求める質問はしていないと思いますよ。それを言うんですよ、私は。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今現時点では議事録も何もございませんので、した、しない、言った、言わないというのはちょっとここで答えづらいんですけれども、何かそういったところの、建設業のなぜ指名停止したかというのをどなたかがおっしゃって、そういう答えをしたものと記憶にございます。ただ、議員がしたのか、どなたかちょっと記憶にはございませんがね。

奥村仁副議長

ちょっと前回の整理しますと、議事進行で内容をちょっと聞かれて、その内容で、何で指名停止したのかというのを答弁させてしまったところがあって、それでちょっと議員の質問内容と食い違った方向に進んだかもしないので、それを含めてちょっと、入江議員、今回の質問のほうへ戻ってもらってよろしいですか。

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、紀北町で不法投棄した場合の罰則はあると思うんですが、これは、紀北町での不法投棄をした場合は罰則はありますかという質問ですよね。それが紀北町のホームページに載っています。その答弁として、紀北町での不法投棄は犯罪であり、紀北町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例により厳しく罰せられると、これは町から出しているんですけども、なぜこれを適用しなかったかということをお願いします。

奥村仁副議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

不法投棄につきましては、廃掃法の第16条により罰せられることになっていますので、先ほども申し上げたとおり、紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例には罰則規定はございません。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、今、言われた廃棄物処理法の第16条、その罰則は分かっていますか。不法投棄を禁止している条例ですよね。何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと定めていますよね。そして、個人に対する罰則は、5年以下の懲役、または1,000万以下の罰則、あるいは、その両方と。もう一個は未遂も罰せられますと。そして、法人に対する罰則では、法人の代表者や従業員が業務に関して違反行為をした場合、行為者だけでなく、法人に対しても罰金刑が課されます。また、罰金の上限は3億円以下に引き上げられることがありますと規制されているんですよね。それをなぜ、廃掃法の中で町で処分しなかったかということなんです。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それが、今いろいろなことで裁判になっている法に基づく違反なので、法が裁こうと、今しているのではないでしょうか。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

だから、法は法です。紀北町には、廃棄物の処理及び清掃に関する条例というのがあるんでしょう。これには罰則規定もあるんでしょう。それがないんだったら、廃掃法の、今この16条を適用しないといけないじゃないですか。それに対してどういう考えですか。

奥村仁副議長

町長。

尾上壽一町長

条例にないから、条例による罰則がないんですよ。それで、廃掃法という法律の中には罰則があるので、今それで裁判になっているということです。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、裁判になっているというんだったら、裁判のことに関してちょっと言います。

本来は、この業者が廃掃法違反で起訴された時点で、許認可は取り消しです。しかし、業者は事業の引き伸ばしのため、また時間稼ぎで、営業を続けるための時間稼ぎで裁判しているだけなんですよ。先ほどの町長の答弁では、し尿処理の収集許可権は会社であると言われました。通常、会社の社員の違法行為は会社の監督責任もあります。そして、海山環境衛生が裁判に訴えているのは、社員が勝手にやったことだとして、社員に違法行為を押し付けているんですよ。としているのが裁判の実態です。その裁判のことを他人事のように町長は感じており、私はこの紀北町のことを思い、また海山区民のことを思い、熱い正義感を持って告発したこの社員たちを悪者にするわけにはいかない。この場で、紀北町民の方々も特に、海山区民の方々に訴えたい。またこの事件に関心を持っていただきたいんですよ。正義が通らないような紀北町にしてはならない。本来は紀北町町民の方々が立ち上がっていただきたい事件なのです。それだけ本当の、町長は内容を分かっているのかということを答弁していただきたいと思います。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうこそ、全くよく分からぬ質問の理由は、よく分からぬところあります。今、時間稼ぎとか何とかおっしゃっていましたけれども、裁判になっていますから、裁判の中で判断が出るのを待つしかないのではないかなと思っております。我々の条例には罰則もないし、強く指導をさせていただいたところではございますが、そういったことからは、今、議員がおっしゃったことも、その従業員のことも、それらも含めて裁判の論点になっていると私は認識しております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、町長の言っている注意、行政指導というのはどういう観点の中で、私は、罰則規定がないからということではないのです。あつたら必ず上位法律、条例に、必ずあります、罰則規定は。その中で条例があるんですから、紀北町の。そういう中において、それで常に

言っている注意、これは次の不正請求にもなってくるけれども、注意、行政指導、監督指導というのは発生するんですよ。その中でどうということをやるべきかと、罰則規定がないからできないんじゃない。それが今まで口癖に言っている行政指導だ、注意だということではないんですか。だから、それをどのような行政指導の中での処分をしているのかと、町としては。それを問うているわけです。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

条例は、法の下にあるわけなんでございまして、法で縛られていて、法で罰則があるといふものは、法の中でそういう判断もされるべきだと思います。条例には罰則がないんですから、指導とか注意はもちろんさせていただきますけれども、そういう形で、今言ったように、法があったら条例がある。だから、その上位法令において罰則が規定されていて、今、その上位法令の罰則等について、その事案について裁判が行われているということです。

奥村仁副議長

行政指導の内容についてという質問もされていたので、どのような指導があるのかということ、答弁。

尾上町長。

尾上壽一町長

この場合だったか、学校の話のときかはよく分かりませんけれども、私自身は、課長のほうがしっかりと指導させていただいた、注意をさせていただいたと認識しております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、町長は、3月の議会の答弁で、指名停止の指名の基準の中で、そういうことをやりなさいと決まっているわけなんです。ですから、この処分で逮捕された時点で指名停止をさせていただきましたと答弁していますが、どのような町条例の罰則の規定で、指名停止の指名の基準の中で、そういうことをやりなさいと決まっているのですかと、その条例と法律の根拠をもって答えていただきたい。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これ入札のほうで、条例の名前忘れたんですけれども、後で担当から答えさせますけれども、その条例に基づいて、指名停止、1か月の指名停止とさっき言いましたから、したようなところです。

これ書いてある、ちょっとお待ちください。

奥村仁副議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

これは先ほどお答えさせていただいた内容になってしまふんですけれども、紀北町建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づいての指名停止ということでございます。

（「ちょっともう一回言ってください」と呼ぶ者あり）

上ノ坊健二財政課長

紀北町建設工事等資格（指名）停止措置要領、こちらの別表第2、第5号に該当するということでの指名停止ということでございます。

奥村仁副議長

この場で暫時休憩とさせていただきます。

（午後 1時 49分）

奥村仁副議長

それでは、再開します。

（午後 1時 55分）

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

話していても、答弁といろいろな質問の内容が食い違って曲がってくるような形で進んでるので、それなら、この業者に対する不法投棄の件の業者の裁判のことに関しては、一旦これで終わります。

それでは次に、3月にも質問いたしました、海山環境衛生による違法な不正請求について質問いたします。

この不正請求の問題は刑事訴訟にも発展する大きな問題です。詐欺行為、または公金横領に値する問題です。そして、あなた自身の海山環境衛生との癒着か忖度にも関わる問題です。

まずは、あなたは当時の担当課長を懲戒処分したと答弁しておりますが、何を基準に、何を根拠に懲戒処分したのか、答弁をお願いいたします。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと、質問の主旨が分かりにくかったのでとまどいました。結果的には、業務の委託内容を遂行されておりますので、完成報告書や請求書の前後あったものを詐欺行為であるとは断定しておりません。

それと、何で処分したのかというと、紀北町職員の懲戒処分等基準でございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

職員の何て言いましたか。町長、はつきりちょっと。職員の何か。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町職員の懲戒処分等基準、これに基づきました。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、この紀北町の会計事務規則は、どういうときに適用になるんですか。

奥村仁副議長

会計事務規則というのは何かに載っていますか。

12番 入江康仁議員

会計事務規則というのは、ここにあるじゃないですか、これ。

奥村仁副議長

担当、どこか分かりますか。

町長。

尾上壽一町長

副町長から、ちょっと読ませていただきます。短いので。

奥村仁副議長

副町長。

中場幹副町長

少し、先ほどのご質問に答えさせていただきます。

議員おっしゃった紀北町会計事務規則でございますが、この規則につきましては、法令その他に定めるものを除くほか、本町の会計に関する事務の処理に関することについて、必要な事項を定めたものでございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、この不正請求に関する支払等のことは、これに当てはまらないというんですか。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

もう少しわかりやすく言うと、ここに37条という支出命令、支出の方法第2節ってあるでしょう。これでもって行われているのではないですか。

(「監査請求があった」と呼ぶ者あり)

(「そうでしょ。そうでしょ」と呼ぶ者あり)

奥村仁副議長

すみません、個別のやり取りはやめてください。

副町長。

中場幹副町長

議員おっしゃったとおりでございまして、支出命令ということで第37条に記載されてござ

います。

(「それで処罰したんですか」と呼ぶ者あり)

中場幹副町長

これはあくまでも会計事務規則なので、処罰とかじやなくて、こういうルールで収支はやらなければならないという記載でございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、これは規則であって、これを遵守して支払いをしなければならないんでしょう。それの中で、これ1、法令または契約に違反していないこと。予算の目的に反していないこと、支出負担行為の決裁がなされていること。予算配当額を超えていないこと。支出方法及び支払時期が適正であること等々、これ10項目あるけれども、これに違反したから処分したんでしょう。違うんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりです。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

先ほど懲戒処分した意味を聞かせてくださいと、あなた何か違うこと言ったんじゃないですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はそのことについて、この懲戒処分の正式な基準を読み上げさせていただいて、それに基づいて、適正ではなかったということで処分をさせていただいたんです。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、町長、この前回の質問の答弁で、これが慣習的に行われていたと答えていますが、いつ頃からなされていたんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

慣習的というのは、議員からご指摘もありました。そういう意味であまり適切ではないと思います。ただ、そういったことが行われていたこともあったんじゃないかという部分がありまして、故意にしたのではないよということを強調したいがために、そういう言葉の使い方をしました。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

今のような慣習は、今まであったということを取られるのが当たり前なんでしょう。あつたかどうか分からんじやないんです。慣習という意味は、今まであったということなんでしょう。そこのところどうなんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

言葉の使い方で、あまり適切ではなかったということを先ほど答えさせていただきました。ただ、それが故意にやられたものではないんですよということを強調したいがために、そういった言葉遣いになったのではないかと考えております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それじゃ、あなた、これ、今言われた紀北町会計事務規則の中でのこの行為を、違反しておったから処罰したんですよと。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それが住民監査があって、そういうことに対して、監査からも、最終的には棄却というこ

とになったんですが、財務会計上の積極消極の損害を与えられているとは認められないという監査請求の部分のことがあって、その文章の中でだと思うんですけれども、職員には適正な事務処理を行うよう、能力向上への取組の強化を望む。受注者には、町民に疑念を抱くことのないよう、招くことのないよう、受注者に内発的改善に資するよう指導されたいと、こういうご意見が監査のほうからありますて、それに基づいて指導なり処分をさせていただいた。

以上です。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、町長、これ本当に、たまたま今回発覚したことによって、たまたま担当課長をしていた現職課長を懲戒処分したのであれば、前にしていた課長の処分もどうするかということも考えないといけない。それでまた、悪いけれども、学校教育課の違法行為はどうなんだということになります。これあったんですよ、また。そのところはどうですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その部分、以前にあったかどうかは確認されておりません。そして、こういったことが、例えば、他の課にもあってはいけないということで、全課長を集めて、口頭において注意喚起をしました。しっかりとやるようにということで言いましたので、例えば、その前課長のときにあったかなかつたかは、今、確証はございませんが、全ての職員に対して適正に行うようにと、緊急の課長会議において、お話をさせていただきました。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

6番 東篤布議員

お尋ねしますが、議長、課長が責任を取らされた。いわゆる課長が計算上のミスをしたんなら、それは分かるんです。いいですか。業者からの不正請求があったのに、業者が処分されずに、何でその数字を信じて、そのままお金を払った課長が処分されないといけないのか。そういう答弁で受け取っていいんですね。いいですか。業者は正しい請求しておったけれども、税務課でもあったじゃないですか、間違った計算をしてしまって、税務課が何千人の皆さんに謝ったことがあった。それなら課長が処分を受けても構わないけれども、業者が意図

的に誤った書類を出してきた。それを間違って計算した、間違ったんじゃない、その書類を信じて計算した職員がなぜ処分されないといけないのか。そういう答弁で受け止めていいんですか、議長。今の町長の職員のおっしゃっていることはそういうことですよ。意図的に課長が間違えたんだったらそれで構わない。課長が責任取らされても構わないです。税務課が前にやったような失敗なら、これは意図的じゃないよ。これ、間違いは仕方ない。でも、今回の場合は違うんじゃないですか。業者が意図的か、故意であったかなかろうか、知らないですよ。間違った数字を出してきた。その数字を信じた、お金を支出した課長がなぜ処分されないといけないのか。そういうことの議論でしょう。今のような私の判断でよろしいですか。間違っておったら教えてください。

奥村仁副議長

東篤布議員からは議事進行だったんですけれども、私が答弁の内容を答弁できませんので、入江議員の質問の中で、今のことの明確に答弁してもらうように言ってもらってよろしいですか。

6番 東篤布議員

いや、議長の判断を聞いているんです。私はそのように受け止めたけど、議長それでよろしいですかと議長に答弁を求めています。

奥村仁副議長

私の見解を言いませんけれども……

6番 東篤布議員

私はこのように受け取ってしまう、今の答弁を聞いていると。住民の皆さんもそうだと思います。課長はかわいそうだと思う。私の受け取ったような受け止め方でよろしいんですかと。議長に。議長はそうするとおっしゃるか、いや、それは間違えますというのであれば、もう一遍、答弁やり直させないといけないじゃないですか。それでないと水掛け論です。なんで何も関係のない職員が責任取らされないですか。

奥村仁副議長

それに関しては、答弁します。言われるように、関係ない職員が処分されることはよくないことで、されていない職員もおるということはよくないことなので、明確な答弁が必要だと思いますので、入江議員から再度してもらって、明確にしていただきたい。

6番 東篤布議員

議事進行というのは、私はそのように受け取りましたが、それでよろしいんですかと議長

に聞いている。いや、それは篤布議員違うんですよとおっしゃるなら、その理由を述べたいただきたい。それでなかつたら職員がかわいそう過ぎる。

奥村仁副議長

分かりました。今の件に関しては、東議員の言うとおりであると私も思っております。
以上です。

じゃ、その件に関して明確にもう一度、お願ひします。

12番 入江康仁議員

今言われたようなことも、今から質問に入りますので、また、今回担当課長とその前の課長の処分はどうですかと、これは前回の質問でも言っていることなんですが、あなたの選挙母体の企業と分かっているから、あなたの顔を眺めながら配慮してやったことだと思いますよ。あなたのことを思い、配慮してやった、違法行為をした課長に対して、厳しく懲戒処分したときのあなたの気持ちをちょっとお聞かせください。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

選挙母体でも何でもございませんというのは、何度もお話ししている話であります。あなたが勝手な解釈していることでございますので、私としては、あなたの勝手な解釈に答える義務はないと思います。あまり言いたくなかったんですが、一言言わせていただきます。後援会にも入っておりません。

一つ、ごめんなさいですけれども、怒られるか分かりませんけれども、物事を捉えるには、誤解、曲解、歪曲と、こういう物事の捉え方がございます。その中で誤解、ある事柄について間違った理解や解釈すること、曲解、物事や相手の言動を心中などを素直に受け取らないで、捨じ曲げて解釈する。歪曲、故意にゆがめること、さらなる事実を偽って伝えること、多くは悪く変えて言う、これがございます。こういうことからすると、後半のほうの部分に当たるのではないかと思います。

奥村仁副議長

すみません、入江議員に、町長言われたこともあるんですけども、決めつけて、選挙母体であるというのも、あまりよくない、残るとよくないと思いますので、訂正なり、訂正というか、後援会と呼ぶのかというところで、ちょっと切り離して、質問に入れてもらうとよろしいかと思います。

12番 入江康仁議員

これに関しては、私3月議会で、あなたの選挙母体というのは、海山の方々みんな言っていると、海山区民の言っていることを聞いて言っていますよということも質問したんですね。そのときはこういうような回答はなかったです。だから、私は言っている。ただ、私はその10年も会っていませんとかいう答弁あったけれども、母体に対してのあれはしていなかったと思います。だから、私は今、事実に聞いたことを。

奥村仁副議長

だから、今、僕に対して、議長に対してなので、選挙母体であるとちょっと明確に言ってしまっておるんで、選挙母体であると海山の方が、町民が言われているというような形の表現がよろしいかなというふうに思いますので。

答弁のほうで、町長。

尾上壽一町長

みんなが言っているという、根拠もなしにそういう言葉を使うのであれば、私も入江議員に対して、町民がこういうことを言っていますよ、ああいうこと言っていますよということを平気で言えるわけなんですよね。やっぱりこういう公の場ですから、根拠を明確にした上で言っていただければ、私もそのことに対して答えられます、もっとロジカルな、論理的な部分での質問をお願いします。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、選挙母体というのは取り消します。

それでは、質問に入ります。それでは、紀北町会計事務規則37条、支払命令では、あなたは最高責任者なんですよね。その紀北町会計事務規則の。あなたは最高責任者として、あなた自身、どのような責任を取って懲戒処分をしているのですか。そこを答えてください。

そして、あなたの下にいるのは悪いけれども、会計管理者なんですよね。会計管理者にはどのような処分するのか。その処分の度合いを見て、一番下の担当課長の処分を考えるのは、これは一番の筋じゃないんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はこの統括者として管理監督する立場から、職員に対して、こういうことを、不適切なことをやってはいけないよということで処分を下しました。

(「答弁になっていない、自分の処分と会計管理者」と呼ぶ者あり)

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自分の処分という処分を与えるような事案ではなし、職員が、こういう適正ではないことをやったということでございます。それは職員に注意するとともに、自分自身にも刻んで、こういうことが起きないようにするのが、私の行うべきことだと思います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

そんな簡単なような答弁で通らないですよ、町長。どんどん食い込んでいきますけれども、それでは、先ほど、議事進行にもなったけれども、確信的なこの問題を起こし、違法請求した海山環境衛生に対しては、どのような処分したのですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それについても、先ほど来から、度々答えていたものだと思っていたんですが、処分については、課長が出来て、指導、注意をそこを行いました。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

ちょっと答弁不足で。これは、私は課長が言ったのは、し尿の不法投棄のことなんでしょう。私はこれ不正請求のことで今言っているんですよ。そこそこ勘違いして答弁しているように思うんですけども。

奥村仁副議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

先ほど、私お答えさせてもらったんですが、先ほど別件で、行って指導させていただいたというお答えしたと思うんですけども、先ほど別件と言ったのは、この請求の件で行かせていただきました。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、それに関して、どのような内容の口頭の注意か指導したんですか。

奥村仁副議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

そのときは、当然のことながら、請求書を発行する際は、必ず業務を終了してから発行してくださいという旨の指導をさせていただきました。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それじゃ、あなたこれ、指導じゃないですよ。これ、事件を起こした後のことですよ。これ。不正請求はあくまでも、これ確信的な犯罪ですよ。そんな注意でこと済むんですか。泥棒した。見つかったら金返した。それで終わるんですか。そんなもんじゃないですよ。これ次に刑事訴訟に関わるような大きな問題ですよ、これ。これから進んでいきますよ。そういう答弁で済む問題じゃないですよ、これ。こんな詐欺行為、さっき言ったように、公金横領、詐欺行為は、そんな軽いものじゃないじゃないですか。そのところ、ちょっときちんと町長からの答弁でいただきたいと思います。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公金等の横領等に当たらないとなっております。監査結果を再度読ませていただきます。財務会計上の積極、消極の損害を与えていたとは認められない。だから、公金とかそういうものの横領とか、そういうものには当たりません。本請求は棄却するとなっておりますので、我々としては、こういった中で、職員にはと、受注者にはと、こういう注意書、指導するようにと言われておりますので、そのことについて忠実に守らせていただいたと、そう

ということでございます。

12番 入江康仁議員

今の何ですか。判例ですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

監査請求の監査委員によるお答えでございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

監査請求には、この請求に対する虚偽である、違法であるということは書いていなかつたじゃなかったですか。いやいや。そのところはどうですか。

明確に、ここ大事なところですから。

奥村仁副議長

ちょっと待ってください。

尾上町長。

尾上壽一町長

これ、3月議会において、議員、あなたが読みなさいと総務課長に言いました。総務課長でしたか、あのとき読んだのは。私は、議会の申し合わせ事項で、文書について、こういう憲法とか、そういうものを読みなさいというのはできないですよねということで、申し合わせをしたという記憶がございます。

そして、その上で、3月議会のときは、今回で終わりと、最後ですということの了解の下、総務課長が読ませていただきました。議員がご指摘の部分を。

奥村仁副議長

ちょっと待ってください。読まれた部分があるので、その部分だけをということですよね。
(「いや、その部分全体で渡さないといけないでしょ。その部分
というのは強い指摘の部分だけ」と呼ぶ者あり)

奥村仁副議長

その部分、入江議員持っていないということですか。それ準備するために休憩を取りますか。

奥村仁副議長

じゃ、2時30分まで休憩いたします。

(午後 2時 22分)

奥村仁副議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 30分)

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

これ監査請求のほうを一部で抜粋したものですけれども、この中で、私は見たというのは確かに、これは虚偽をもって作成されたものであることは明らかである。以下、虚偽記載という。これですね。もう一つは、第1項に規定する虚偽公文書作成及び同行使の各罪に該当するおそれがある重大な違法行為であると。ここを読んでいるもので私は言ったんですよ。これはどのように捉えたらいいんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは、請求人の文章でございまして、その請求人の文章に基づいて、監査の方が判断していただいたということです。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それなら、もうこれはこれでいいです。

特に、今回は、この起訴されているのが、実際海山環境衛生ですね。その業者に対しては、まずやるべきことは、起訴された業者ですよ、許認可者としては、まずやるべきは行政指導でございますと答弁いたしておるんですね、町長は。それを何を根拠にした行政指導かということを答えていただきたいと思います。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういう事案があって、訴えられたということがある。そのことについて、行政指導しました。そういう疑われるようなことはしちゃいけないよということです。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

内容をちょっと詳しくお聞かせください。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今お話をさせていただいたことで、私は課長にもそういう指導をしましたので、以上しかございません。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、町長、実際、本人もいるので言いづらいんだけれども、東篤布議員に対しては、起訴された後はどのような行政指導やるんですか。告発を取り下げるべきじゃありませんか。起訴されてから注意、行政指導やるのであれば、あなたはこの事件を起こした人物によって法律、条例の差別をするんですか。そこはどうですか。それで、東篤布議員が起訴されてから、あなたに注意、行政指導するのであれば、東議員はその注意や行政指導に対して改めますというような答えがあったら、これはもう許すわけでございますか。それとも、あなたのこの条例は、事件において条例、法律を差別するような扱いするんですか。事件と人物にとって。そのところちゃんと答えてください。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

入江議員から、そういう話していただくのはどうもおかしいと思いますよ。あなたが議長であって、それまでどんどん説明もさせていただきました、指導もしました、文書も出しました、命令も出しました。そういったことを遵守しない。そういった命令を遵守しないことであって、最終的に告発に至ったわけでございます。それだけでございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それは、当然条例の中の行政指導でしょう。これまだ起訴されていませんよ。前者は起訴されているんですよ。起訴されている中での方々に、あなたは注意だ、行政指導だと、どういうことですかということなんです。あなたは条例の中で、今の言った勧告、命令、警告ですか、その順序でやって告発したんでしょう。その順序は分かるんですよ。そんなものの条例つくったのは我々なんですから、分かっておりますよ。ただ、東篤布議員のは、まだこれ全然何も起訴もされていない。告発しただけです。条例に従って。海山環境はもう起訴されておるんですよ。刑事訴訟で。それに対して、なぜ注意だ、行政指導だということをやるのでですかということなんですよ。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いや、全然一緒のことじゃないですね。我々は、そういう事例があって、そこにおいて告発したことによって、起訴するか、しない、どこまでいっているかは、それは警察の問題、検察の問題でありますので、我々はそういうことではございません。

片や、そちらのほうは、一般廃棄物の処理のことについて、そういう罰則規定はございません。それは、もう即そちらの警察のほうが、起訴されたので、それが警察から検察のほうに起訴されて、今裁判になっているということなので、まるっきりやること、どの法律に基づいてやっているか。我々はこの条例に基づいてやっているということで、それは同じ土俵で比べられないものだと思いますよ。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

答弁もはつきりちょっと分かりにくいです。

でも、町長、それなら、さっきの処分のことに戻りますけれども、この地方公務員法の懲戒29条、これは適用しないわけですか、今回の処分は。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

29条というのは、公金公用物処理不適正の話を言ってみえるんですか。質問が分からぬ。

奥村仁副議長

だから、それは反問権になるので。反問権行使で。

尾上壽一町長

反問権でございます。

奥村仁副議長

では、反問権ということで内容の確認です。

12番 入江康仁議員

地方公務員法の懲戒29条、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職、または免職の処分をすると能够すると。

この法律もしくは第57条に規定する特例を定めた法律、またはこれらに基づく条例、地方公共団体の規則、もしくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合。

それで、2項に、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合。これに該当してやつているのではないですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方公務員の中の懲戒の部分があつて、それに対して、基づいて、紀北町職員の懲戒処分等基準というものをつくさせていただいて、今回の件はその訓戒処分ということでございます。

奥村仁副議長

補足で、よろしいですか。

副町長。

中場幹副町長

今、町長が答えたとおりでございまして、地公法、地方公務員法がございまして、その下の紀北町職員の懲戒処分等の基準というのを町でつくっておりまして、この中の中で、今回処分にさせていただいたということでございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それじゃ、これ実際言って、これ刑事告発した場合はどうなるんですか。そこのところちょっとどういう感覺でいるのか。これできることだから、私もちょっとこれ弁護士に聞きました。これは当然、行為はその行為だから当てはまるし、できること。なぜ町長はしないんですかということだった。そこのところはどうですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは、どういう判決が出るかは分かりません。できることはできると思いますが、ここで監査委員の、また読みますか。財務会計上、積極的、消極の損害を与えていたと認められないと。もし裁判になつたら、我々はここを主張するしかないと思います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

分かりやすく言えば、仮に事件を起こしたと。仮に簡単なことで言えば、泥棒やりました。見つかったらお金済ませました。それで、ことははっきり言って、何もこれ、損害も何も値しないですよね。だけれども、刑法というのは、法律というのは、そういうことじゃなくて、やった行為に対してのこれ処罰じゃないですか。そこのところのあなたの紀北町の町長としての見解を聞かせていただきたいんです。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、事例を、都合のいいような事例を私からすれば出していただきましたと思います。物事には、ことの重軽というものがございます。物事の重さ、軽さがあります。それによって

タイムマネジメントを行ったり、処罰等もやるものだと思っております。そういった意味では、私自身は、そういったものに当たらず、今回の訓戒処分に当たるとさせていただいて、私の判断させていただきました。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、私はもうその職員のことはそれでいいです。それなら、出した確信を持った請求者においては、これはあなたは何も罪を問わない、何もしないということなんですね。そういうことで理解していいんですか。これが訴訟になった場合、やはり紀北町も巻き込んでやらないといけないから、それは、あなたは罪にならないということを言っておるんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは、裁判上でどうなるかは私は分かりません。ただ、積極、消極の損害を与えていない。結局あったことの後先はあったけれども、業務、その金額に対する業務は適正に行われて、適正というとまた言葉拾われるとあれですけれども、その業務に対しては行われていたと、その年度の末までに。ですから、公金とかそういったものに損害を与えていたとは当たらないと思います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

この行為ですよ。それなら、そういうような行為が認められるんですか。ほかの業者皆同じような行為しても、何もこれ問われないんですか。あなたの答弁ちょっとおかしいですよ。それでは、事業もやっていないのに不正請求して金だけもらって、あとから発覚する前に、事業ちょっとやりましたと言ったら、それで、建設業者は仮に事業も請負して、事業もやっていないのに請求書を出して、そして、もうやりましたと言ったらお金払うんですか。そこまでの行政としての、支払うまでの順序というのがあるんでしょう。それが会計規則でしょう。その会計規則を守らないようなことでは、業者も罰せられるんじゃないですか。それを損害を与えていなかった、何も与えていなかったからというようなことでするような行政の仕組みなんですか。

奥村仁副議長

入江議員、あと3分なんですかけれども、3番がまだ残るんですけれども。

12番 入江康仁議員

3番はもう、あとちょっとだけ。

奥村仁副議長

では、ある程度でまとめてお願ひします。

答弁、尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げました、物事には重軽があって、このことと、このことと一緒にいうふうに、同じような言葉を使ってもならないと思います。私はそういう判断の中で、ここでは、財務会計上の損害を与えていたとは思っておりませんので、そのところは先ほど申し上げたとおりになりますが、指導をさせていただいております。

それで、これ今日の一般質問の最初の頃に言ったんですけれども、行政は、県でも町でも一緒になんですかとも、まず指導して、改善されるか、改善されない、警告するか、命令するか、そういった手順を踏みながら、是正してやっていくのが行政のやり方だと思います。裁判は裁判で、刑法等に違反したときに、直接裁判のような形になっていきますけれども、行政の判断としては、県でもみんなそうです。まずは指導入ります。それが直ちに物事の許可、不許可の話になるとあれなんですが、1回の間違い、不適切なことをやったからといって、事業全体の不適切だということで許可を取り消すかという、そういう問題では、これはし尿の話は置いておいてくださいね、一般論として話しています。それは行政としては指導しながら、やっていきながら、指導改善ができない部分においては、その許可の取消し等が行われるものだと思っております。

(「じゃないですよ」と呼ぶ者あり)

尾上壽一町長

例を出したんです。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

あなた、その話を、例を出したって、全然違うから、例を出さないでいただきたいと思いますよ。要は、これに関しては、確信を持って不正請求をやっているという事実に関しての

私たち質問しているわけですから。その中で、こういう行為は許されるんですねということなんです。今のあなたの答弁では。それをあなたは、事例か判例か知らないけれども、重軽かなんかいろいろなことを言っているけれども、私はあなたの答弁を理解できません。私は、この問題一つを例に挙げて言っておるんですから、これに関してきちんと根拠を示して、解決方法はこうだと言ってもらったら納得します。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いやいや、許されるのか、許されないのかと言ったら、不適正であるんですよ。許されないんです。そういうことをしたら。だから、それは物事の重軽の中で、そういうことに対しても指導や注意がされる範疇の中の行為であるので、我々はそういう指導というか、注意、懲戒とか訓告、そういうものをやりましたということなんです。何にも許されるものであつたら言いません。ただ、許されないことだけでも、その懲罰についても、また要らない例ですけれども、軽い犯罪もあれば重い犯罪もありますので、その重軽を見て、我々は判断して、この職員に対する懲罰をしたという、これは長としての判断です。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

行政としては、やはり法を守り、法を執行しながらやっていくのは公務員の務めです。また行政の務めなんです。その中で、軽いとか重いとかじゃないんです。実際。そういうことの中で、あなたのこの事例もそうですけれども、1回だけだったら行政指導でいいです。これ、慣習的にずっとやっておったんでしょう。そういうことを私は言っているんです。それを見逃してきたのはあなたたちなんです。あなたが最高責任者です。そのやっぱり責任の重さというのが、それをやはり地方行政の根本に戻って、地方行政というのは、やはり地方自治法を中心に、紀北町の町民の財産と安全と安心に住めるまちづくりをするのが行政の務めでしょう。そういうことのことを私は言っているわけでございまして、やっぱり法をきちんと守っていただきたい。軽いとか重いとかの問題じゃないです。そういうことを、切に注意勧告として述べて、一般質問を終わりたいと思います。答弁願います。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方自治法にのっとって、しっかりと町行政を運営していきたいと思いますし、私自身の責任も十分重いものだと思っております。

奥村仁副議長

これで、入江康仁議員の質問を終わります。

入江議員の発言が終わりましたので、ここで議長を交代いたします。

奥村仁副議長

それでは暫時休憩いたします。

3時5分まで休憩します。

(午後 2時 5分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時 5分)

入江康仁議長

次に、5番 原隆伸議員の発言を許します。

5番 原隆伸議員。

5番 原隆伸議員

5番 原隆伸です。皆さん、こんにちは。

厳しい中でトリを務めることになりましたけれども、この9月議会を実りあると住民が思えるような一般質問を行わせていただきたいと思いますので、皆さんもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、町長には、従来のイメージを一新させる責任ある真摯な答弁を求めます。また、私の一般質問は、一見するとストーリー性がないように感じますが、ストーリーに基づいて

質問していることを念頭に答弁願えれば幸甚でございます。

質問1といたしまして、自然と共生の町宣言の趣旨と現状について質問いたします。

自然と共生の町宣言が、平成30年6月議会で可決されております。その中で、歴史をつづり、生活と文化を育んできた紀北町の自然環境を子々孫々まで継承していくため、今後取り組んでいく条例などの整備のほか、環境関連施設の規範となるよう、環境問題に取り組む姿勢を宣言したものであるものとあります。自然と共生の町宣言の趣旨と実現への取組と現状について、住民が納得するような詳細な答弁を求める。よろしくお願ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

原議員のご質問にお答えをいたします。

自然と共生の町宣言については、町内で発生する、環境に影響を及ぼす行為や活動に関する様々な懸念や町民の皆様のご心配のお声を踏まえ、豊かな自然を尊び、自然と調和の取れた生活を継承していくため、必要となる活動内容などの基本的な理念を掲げたものでございます。

自然と共生の町宣言につきましては、紀北町の理念でございますので、環境を守り、町民の不安解消に資する条例等の運用のほか、環境全般に関わる施策としての規範として、今後も取り組んでまいります。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

ほかに紀北町には非核宣言の町という宣言もございますけれども、こちらは、町長一人で何ともできない宣言内容になりますけれども、この自然と共生の町宣言は、町長がその気になればできるもの、また町長が、町長としての行政の目標を大きく掲げたものだと思います。それを毅然としてやっていけば、今回いろんな問題が起こっていますけれども、そういう問題は起こらなかった、起こるはずがないものであるだと私は断言いたします。そこに毅然とした態度がないから、いろんな問題が起こってくる、そのように思っております。

現在、本当に当町において、この条例の趣旨や取組が目的に向かって機能しているといえるのか。要するに、残土問題にしても何にしても、いろいろやっていますけれども、言うことは誰でも言えます。問題は、解決するにはどうするかです。解決できなかつたら何にもな

らないんです。どれだけ立派なことを言っても。だから、この解決するために、どうやってやつていったらしいのか。時には悪者を演じる人間も必要になるかも分かりません。しかしながら、住民のために最もいい結論を出す。そのためにはどうしたらしいか、本当に真剣に取り組んでいく必要があろうかと思います。

これまでで、加えて5期目となれば、なるかどうか分からぬすけれども、今までの町長の宣言の実現のためには、毅然とした対応、本当に毅然と、今までと違った、住民が今までと違つて、これからは期待できると思うような解決の方向性を示していただきたい。そのように思います。

次に、ふるさと納税について、答弁を求めます。

このふるさと納税については、皆さんのお手元にも実績表はございますけれども、昨年度と比べて、非常に件数、金額ともに伸びています。ここには大変な努力が隠されているんだなと、私が感心するとともに、これからもっともっと増えていくことを期待するとともに、今までよく思っていたんですが、観光産業のときに、ここをこうしたほうがいいんじゃないのと言えば、金がないからとかいう、お金がないという回答が返ってきたんですが、そういうことをこのふるさと納税を有効に使って、住民が紀北町というのを努力しているなど、何とかしてあげないといけないなど、ふるさと納税してあげたいなと思えるような、そういう取組をしていくことによって、今、ふるさと納税に関わっている人たちが、もっとやりがいを持って結果を出せるような、そういう舞台装置をつくっていっていただきたいなと、そのように思います。

紀北町は、合併特例債の残高も少なくなった今、自主財源の柱として育てていく必要がある最も重要な、最も効果的な財源でございます。上手に使うことを考えて、もっともっと充実していってくださいるように取り組んでいただきたいと思います。

ところで、このふるさと納税返礼品、農林水産品の比率というのはどの程度あるのか。ご答弁願いたいんですが、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ふるさと納税について、全般的なところでお答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃったように、自主財源の柱となる、おっしゃっていただきました。まさにそのとおりだと思いますし、紀北町は、財政力指数が0.3以下になっておりますので、

ここが大きくお金が入ってくるかこないかで、これから施策についても違いが出てくるものだと思っております。そういうことから、ふるさと納税の増加、拡充、そういうものについて、真剣に取り組んでいきたいなと思っております。

先ほど議員がおっしゃった内部的な部分については、担当課長より答弁いたさせます。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

農林水産関係の比率ということで、特に農林水産関係でどれぐらいが占めているかというところは、実のところちょっと出しておりません。ただ、返礼品としましては、非常に農林水産関係の品が多いということでございます。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

今、農林水産関係の比重が高いという回答を期待してたんですけれども、その根拠は得られなかったですが、現実問題、観光産業も、この当地においては、1次産業を売りにした加工品及び飲食品ですか、そういうものを提供することによっているものですから、1次産業に付随する商品ということでは間違いないのではないかと思います。

そういう意味では、川上から川下へ、要するに森林、山から海まで、森林、農業、水産業の、その賜物を我々が享受しているんだと。その享受を生かすことによる1次産業の発展、これがふるさと納税であり、紀北町の新しい財源の創出要因、新しい財源、地域振興などの財源であり、その舞台を構成するものであろうかと思われます。そこら辺で今後頑張っていただきたいなと思います。

次に、3番目としまして、紀北町森林Jークレジット創出事業開始（令和7年1月24日）に関する旨のその後の取引状況及び実績について答弁を求めます。以上よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今まだ、Jークレジット始まっておりませんが、今の取組状況について、担当から答弁をいたさせます。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

令和7年度の取組としましては、現在、森林経営活動での二酸化炭素排出削減と吸収を実施するプロジェクト計画書をまず作成をしておりまして、これを審査機関での事前の確認審査を、現在進めているところでございます。事前の確認審査が終了いたしますと、次に、認証委員会での承認をいただくことになります。それが無事終わりますと、国が正式に紀北町の森林J-クレジットのプロジェクトの計画を登録するということになります。令和7年度の取組は、プロジェクト計画の登録までとしております。

また、令和8年度の取組なんですけれども、登録されたプロジェクト計画に基づきまして、具体的に二酸化炭素の排出削減と吸収量を算定をして、それを計測するというモニタリングの報告書の作成に移ります。こちらも認証委員会へ図る予定でございまして、無事このプロジェクト計画、モニタリング報告書が認証されると、クレジットの認証と発行が可能になるというものです。そういう意味で、令和7年度はまだクレジットの発行にも至っておりませんので、販売実績等はございませんけれども、来年度は、早くも来年度に、少しでもクレジットの売却ができるかなというふうに、担当課としては考えております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

大いに期待できる事業のような感じがしますけれども、最短いつ頃、もしくは大体いつ頃じゃないかなという予測がありましたら、ご回答願えれば幸いなんですが、いかがでしょうか。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えします。

クレジットの認証と発行につきましては、令和8年度、来年度に認められたいなと考えております。認められたクレジットが全て売れるとは限りませんけれども、令和8年度中に、

その一部でもうまく売却につながればよいなというふうには考えております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

それでは、2番といたしまして、小さい2番ですけれども、1の2ということです。県外土砂の搬入状況について。

1番としまして、上里の搬入土砂の撤去について、それから2番目として、防災対策上の林地開発について、この2点について答弁を求めます。

以上、よろしくお願ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

土砂搬入のことについて、撤去ということでございますが、今告発しておりますので、その状況を見ながら、土地所有者とも話し合いながら進めていきたいなと思っております。

林地開発につきましては、森林の面積が1ヘクタールを超える場合では、三重県知事の林地開発許可が必要となりますし、災害防災の観点から基準に従った計画でなくては許可がないものとされております。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

平成30年、それから31年、30年は自然と共生の町宣言。それから、あと、紀北町生活環境の保全に関する条例、31年だったと思うんですが、条例並びに施行規則、そして、紀北町生活環境の保全に関する手引きですか、それに基づいて、今いろんなことをやっていたと思うんです。ところが、上里の搬入土砂は撤去されることなく放置された状態のままである。なぜか。

そもそも、自然と共生の町宣言や紀北町生活環境の保全に関する条例並びに施行規則は、当時長島地区に県外土砂が船で搬入され、埋立てや盛土が数か所で行われ、大雨などで崩落して、近隣住民を不安にさせたことにより、その防止策として制定された条例でした。持込み土砂の有害物質の含有成分などの不安も大いにあります。当時、私は、通常の企業であれ

ば、このようなことは起こらない。当然住民の被害とか、いろんな排水の問題とか、いろんな問題を普通の企業は考えますから、要するに責任を放棄するような、そういう考えは持たない。ところが、この業者については心配ですよと、私は強調してきました。届出義務を無視する行為は、紀北町生活環境の保全に関する条例第3条の事業者責任を負わないことを示唆していると判断すべき行為です。こういうことから、要するにこの事業者責任、これをはっきりと明示する、もしくは明記できる。それで交渉窓口も、届出ですから、何ら難しいことは本来ないはずです。それを難しいと感じる人は、それなりの努力をしていないから難しく感じるので、結構ややこしい書類をつくらないといけないですから、こういうことに従事する人間は、そういう書類をつくれる人がやるものだと通常思っておりまます。

そういう意味で、これらの問題は1次産業に対して、少なからず影響を与える可能性を秘めている。特に現状だけ、上里だけであれば、崩落の危険とかそういうものは、今考えにくいでいますが、今の現状では。今後どういうふうになっていくか分からぬ点もあります。ただ、西部については分からぬ不明なところがありますので、今後注視していく必要があろうかと思います。何と言っても紀北町は1次産業で成り立っていますので、1次産業を壊さないようにしていく、そういうことが非常に大切だと思います。

その点から、3番目に引本に設置される可能性があるヤードについても、水産業に依拠する引本には設置すべきではないと考えるんですが、町長の答弁を求めます。よろしくお願ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

引本のヤードの件については、詳しい内容は分かっておりません。何か新聞によったり、職員は行っていただいたんですが、その中でも、詳しい説明がなかったというふうに聞いております。

我々は、法や条例、そういったものの範囲の中で、どういう動きがされるのか、そういうところを注視しなければいけないと思いますが、民間の企業活動について、我々が説明も受けていない中で、賛成、反対というものを示すべきではないと思っております。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

町長の言われることもごもっともでございますけれども、1次産業を壊さないようにしていくにはどうするのか。そこら辺に注視して、最大限の努力をしていく必要があるんじやないかと思います。ただ、誠意ある普通の業者であれば、説明資料も持たずに説明に来るということは、通常私の今までの経験からは考えにくいと。そこら辺から、もっともっと考える余裕があるんじやないかなということで、私もこの辺で終わらせてもらいます。

次に、1次産業の助成策というんですか、1次産業の振興のために、1次産業はもう高齢者が多くなってきて、従事する人が少なくなってきたらしく。それで、農業につきましては、今まだ昔買った機械が、最近買ったんですが、機械がある人も多いです。そういう人たちは、今それほど不自由に考えていないですが、今古い機械を使っている。もしくは、今後、将来のことを考えるときに、やっぱりこのままでいいのかという不安が出てくると思います。今、農業では、要するに耕作放棄地のほうが結構あちこちございまして、一部太陽光の土地にもなっていますけれども、耕作放棄地を耕作地にするための助成金。それから、農業者などの組織、要するに農業者の地域法人ですか。そういうことをつくることによって、その法人が補助金をもらえる。交付金、補助金、そういうものがもらえるようにするとか、いろんな農業政策に対して補助金があると思うんですが、この補助金について、農林水産課からご説明願いたいと思います。町長の答弁を含めて、農林水産課長の答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がおっしゃいますように、第1次産業、紀北町にとって大変重要な産業だと思っております。その中でも農業では、離農する農家等が多く、耕作放棄地が増えているところでございます。後継者の確保・育成は、高齢化にも伴いまして大変難しい問題もあろうかと思います。農業基盤の強化、それから有害鳥獣対策、新規就農者への支援、農業者等で構成する活動組織が行う地域活動への支援が必要だと考えております。

各話につきましては、担当からお話をさせていただきます。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

まず、1つ目の耕作放棄地の対策についてなんですか。現在紀北町には、農地復元

の補助金という町独自の支援策がございます。事業費の50%、半分です、2分の1を支援するもので、ただ、1,000平米当たり事業費が6万円を超える場合は、3万円を上限として支援をするものです。毎年当初予算にて40万円を予算化を認めていただいておりますが、ここ数年は件数はございません。ただ、過去には、令和4年度までは、1年間で1、2件ほどやはりあります。地域の農業者で元気な方が、ちょっともう耕作できないよという方から相談を受けて、そこを何年か、2、3年経ったときに耕作を始めるに当たって、この事業補助の支援を受けて、耕作をできるように頑張っていただいております。

続きまして、法人のことなんですけれども、農事組合法人とか、ちょっと地域法人というのは、ちょっとまだ地域の、その一定の地域で頑張っていただく集落営農という形の、共同で取り組む組織のことだと思うんですけれども、国の補助事業と絡めた質問もございましたので、農事組合法人のことをちょっとお答えをさせていただきます。

農事組合法人を設立するに当たっては、農家3名以上が発起人となっていただきまして、役員等も決めていただいて、あと設立の登記なんかを定款もそろえて、行政庁に農事組合法人として設立した旨を届ける必要があります。その法人を設立した後、いろんな補助事業がやはり受けられます。議員のおっしゃっていました農業機械の購入なんかにつきましては、国の支援もございます。やっぱり地域の中核となる担い手の方が、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械とか施設とかを導入する支援策が国にはございますので、適用できるかというのは、また法人設立も含めまして、相談をしていただければ、担当課のほうでも、県とも相談しまして、いろいろ調べさせてもらって、支援等させていただきたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

今現在切迫して考えているところが少ない可能性もございますけれども、将来のことを考えて、こういうことがあるんだと、広報を兼ねて、各地で講演会とか、そういう会議でこういうことを説明していただいたらどうかなと思うんですが、そこら辺の取組について、町長どのようにお考えでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

農業等について、議員がご心配いただきて、こうやって一般質問等をしていただくことによりまして、マスコミにも取り上げていただきて、それらが、意欲ある農業者の胸に響いていただければありがたいと思います。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

では、農林水産で林業のほうに移ります。

林業対策としては、伐採、間伐、伐採再造林、幹線となる林道の開設、改良などが補助金の対象になろうかと考えますけれども、一部スギ花粉の発生量の削減という取組がございます。このスギ花粉の発生量の削減について、補助金とかそういうのがあるのかなと、そこら辺の取組、ちょっと分からぬところもございますので、詳しくご説明願えれば幸いだなと。

また、今町が取り組もうとしている取組、それから、間伐再造林の取組、そこら辺の目標というんですか、計画及びに今までの実績、主たる実績ですね。ご説明願えれば幸いです。

よろしくお願ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、森林については、少し進みつつあります。森林環境譲与税が出て、たくさんいただきておりますし、それに基づく森林経営管理制度がございまして、そういったもので民有林の開発しにくいところもやっておりますし、林業、林道についての補助金制度も上げながらやっているところでございます。

また、無花粉の苗木につきましては、いろいろと今、研究しているところでございまして、今この地域で、直接この無花粉というか、花粉の少ない苗木を取り組んで施策しているのは、私はあまり記憶にないので、また、担当のほうからお答えをさせていただきますが、そういったことで、森林については、我々も重要な位置でございますし、ここも、働かれる方があまりいないということがございますので、今地域おこし協力隊が、このところで1人、担っていただいている方がお越しいただいておりますので、こういった方から発信しながら、林業関係の人材育成にも努めていきたい、そのように思います。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

まず、スギ花粉の苗木のことなんですけれども、全国的にやはり花粉症の対策として、スギ花粉が少ないものを苗木として植えるという事業はやっぱりありますけれども、町長もおっしゃられたんですけれども、当地域は、やっぱり尾鷲ヒノキの生産地でありますので、杉はほとんど植える方は少ないという現状にございますけれども、国としては、このスギ花粉の対策の苗木を植えていくという、転換するという事業もしております。

それともう一つなんですけれども、これも町長おっしゃられましたけれども、現在本町では、個人さんの山になりますけれども、林業経営に適さない、手入れが行き届いていない森林につきまして、森林所有者のご意向も確認した上で、本町において、1回なんですけれども、切捨て間伐を実施しております。これまでの実績なんですけれども、令和5年度には、相賀、小山浦、三浦地区におきまして、22ヘクタールほどの切捨て間伐を実施しております。また、令和6年度には、相賀、小山浦、三浦で7.52ヘクタールの切捨て間伐を実施しております。また、今年度以降につきましても、隨時森林所有者等の意向を確認しまして、協定とか、覚書を締結できた部分について、本町のほうで切捨て間伐を実施したいと思います。

また、森林環境譲与税を活用した支援事業なんですけれども、再造林とか、保育間伐とか枝打ちとか、個人さんがやられた森林整備につきましては、国の補助事業を受けられるんですけれども、やっぱり100%の補助じゃありませんので、個人負担がどうしてもございます。やっぱりその中で、補助残に対する、町も森林環境譲与税を活用して支援をしておりまして、例えば、再造林につきましては、補助残の95%を補助しておりますので、実質所有者さんの負担というのは1.6%という非常に少ないものですので、切った後に、また苗木を植えて森林を育てていただくという、林業のサイクルが途切れないような施策もしております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

スギ花粉の件で、杉はほとんど植わっていないということなんですが、スギ花粉の心配があって、私どもの山にスギ花粉が発生する木があるものですから、これを切って補助金か何かもらえる、そういうものはないでしょうか。私だけじゃないと、そういうふうに考えている人もいるかも分かりませんので、ご答弁願いたいと思います。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

スギ花粉の少ない苗木にかかわらず、補助事業の要件というものがございますけれども、ちょっと2つございまして、森林経営計画という、5年を一つの1期とする計画を認定された方であれば、補助事業なんかも受けられますし、また、特別措置法の計画に載せているような山につきましても、補助事業を活用できますので、また、自分の山が森林整備したい場合に、補助事業の活用ができるかどうかというのは、町のほうでも相談していただければ、県のほうに確認をすぐ取らせていただきますので、また、町民の方、そういったご要望があるのであれば、相談していただきたいなと思います。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

それでは最後に、水産業の補助金とかそういうのを話していただきたいと思うんですけども、ここ最近の気象庁の発表で、黒潮の迂回がなくなりつつありそうだというような、4、5か月前になりそうだということだったんですが、最近気象庁の発表で、2か月ぐらいでどうのこうのという発表ございました。

今までガンガゼで藻が生えなかつたような状態がありますけれども、この黒潮の迂回が直れば、この藻の発生、今ガンガゼに占領されている海が戻ってくるのかどうか、専門家の意見はどうなのかなということが、一つ私考えられます。

それと、あと水産関係は、やっぱり鮮度が命です。だから、漁業関係では冷凍技術、そこが一番重要になってこようかと思います。一部漁港においては、冷蔵庫が故障していると、何とかしないといけないというようなところがございますので、今一番大事な黒潮の迂回が直るという可能性があるという、一番大事なときですので、今先行投資するべき時期です。この時期に備えて、強力な支援及びこの新しい技術を導入して、今後を変えられるというんですか、今後、儲かる、より儲かる、喜ばれるいい商品を出荷できるように、そういうような体制をつくっていただきたいと思うんですが、そのために、今後やれるであろう支援策などについてお答え願います。

また、各業界からいろんな支援策及び要望があろうかと思うんですよね。そういう要望に、

できる限り実現できるような、そういう研究、手助けの研究を考慮して対応していただきたい、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

漁業関係については、三重外湾漁業協同組合、ことこの話合いが大変重要だと思っているところでございます。これらについては、補助率も私、町長になってからアップさせていただきまして、外湾漁協と話合いをしながら、外湾漁協の皆さんに優先順位をつくっていただいて、我々としてはその優先順位に従って、一定のところまで予算に見合うような形で、今補助をさせていただいているところでございます。

今、ガンガゼの話も出ましたが、私、1月ぐらい前に、気象学者の講演も聞かせていただきました。黒潮の蛇行は4月に収まったとか、新聞にはいろいろ書いてあるんですが、その学者さんは、一定の規模を戻ったりするけれども、落ち着いたというか、その蛇行が完全に収まるとか、そういう話ではない部分がありますよという話も聞かせていただきました。いずれにしろ、気温上昇におきまして、海水温が2度から4度上がったりしております。漁業者と話しても、最近見なかつた魚が獲れるようになった。カツオが年中獲れるようになった、ブリが獲れなくなった、伊勢海老がいなくなった、そういうことがございますので、どうも海のほうの限界値が相当厳しい数字になっているように、私自身は勉強させていただいております。

だから、今まで藻場はガンガゼを潰せばよかった。それで藻の苗を植える。そういうこともすればよかったんですが、どうも、やっぱりこれ学者の皆さんとか勉強していただいて、藻も、この辺にあった藻、お魚の餌になるのがこれでいいのかとか、これがガンガゼとか、そういった小さな魚、食べる魚も、こっちにいなかつた魚が来て食べるとか、どうも我々素人では分かりにくいような部分の変化が海の中で起きているように感じます。我々としてはそういうものをしっかりと勉強しながら、国・県の皆さんともお話をさせていただきて、漁業者の皆さんとお話をさせていただきながら、できるところからやっていきたいと思っております。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

課としての取組としてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

課としての取組なんですけれども、補助事業の関係をちょっと少しお話を、説明をさせていただきたいと思います。

町単独事業で、今町の補助というものがございまして、外湾漁協から実施の要望があつた共同施設の導入なんかにつきましては、2分の1以内で補助しておりますけれども、その予算の範囲内というのもございますので、なかなか金額によっては厳しいものがございます。

また、国におきましても、製氷施設とか、冷凍冷蔵施設を対象とした支援がございますけれども、補助率はたしか2分の1だったと思います。ただし、採択要件に、年間の水産物の取扱量というものが、相当なトン数がございまして、本町の市場では、なかなかそれだけの水揚げがされている、国の補助事業を受けられる水揚げがされている市場というのがない状況にあるというのは把握しております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

この中には3,000トンとかいうふうになっていますけれども、この辺で大体どれぐらいの、水揚げというのはどれぐらいのものでしょうか。ざつとで結構でございますので、お教え願えれば幸いです。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

まず、長島だと、大体昨年度だと1,900トンぐらいというのは情報聞いております。また、引本では110トンほど、それと、島勝では400トンちょっと超えるぐらいというのは、漁協のほうから情報提供いただいております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

以上、いろいろ聞いたんですけども、なかなか厳しい条件がいろいろとあるように思います。

黒潮の蛇行、海洋の動きについては、いろいろ研究する必要がありますけれども、水産問題について、研究会みたいなのはたしかあったように思います。そういう会議に、紀北町からも誰か出ていただいて勉強する機会を、職員で勉強できるような人がいれば、もっともっと強力な体制が組めるんじゃないかなと思うので、そこら辺に対処していただけるような体制を取っていただければと思います。

また、海もごみで汚れているところがございますので、こういう黒潮の蛇行が収まったというような動きの下で、より漁獲量の維持を少しでも高めるために、海もきれいにするというような試みを、我々も努力していかないといけないのじゃないかなと、そのように思います。今回、9月議会でございますので、来年の予算に反映されるような基礎を、今のうちにつくっていただければと思います。

それでは、今日は重要な話がいろいろございましたけれども、拙い一般質問でございますが、何とかまとめられたらいいなというふうに考えております。それじゃ、これで締めさせていただきます。どうもありがとうございます。

入江康仁議長

答弁は要りませんね。

5番 原隆伸議員

最後に答弁のほう、ひとつお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご意見は真摯に捉えさせていただきまして、大切な1次産業でございますので、しっかりと漁業者と林業者、農業者とお話しをしながら進めていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

これで原隆伸議員の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問は全て終了いたしました。

入江康仁議長

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3時 55分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 12月 17日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会副議長 奥村 仁

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 宮地 忍